

第7期 霧島市障害福祉計画

第3期 霧島市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月

霧島市

はじめに

日頃より、市民の皆様及び関係者の方々におかれましては障害福祉行政に対し、ご理解とご協力をいただき心よりお礼申し上げます。

本市では、平成18年度に市の障がい者福祉施策全般について定める「霧島市障がい者計画」と、障害福祉サービスについて定める「霧島市障害福祉計画」を策定して以後、改定を繰り返し、今般、「第7期霧島市障害福祉計画」「第3期霧島市障がい児福祉計画」を策定しました。



近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進行、生活様式の変化などを背景に、住民が抱える課題が多様化し、障がい者を取り巻く環境も支援者の高齢化、障がい児等の支援ニーズの増加など新たな課題が顕在化してきています。

このような状況を踏まえ、国は、障がい者を含むすべての人々が「支え手」「受け手」という関係を超えて地域に参画し、生きがいや地域をともに創る『地域共生社会』の実現を目指すという方向性を示しました。

今回策定した計画は、これらの環境の変化や国の指針等を踏まえた、きめ細やかな障がい者福祉施策が充実しています。

本計画を基に、障害の有無にかかわらず支え合いながら共に生きる社会の実現を目指し、「住み慣れた場所で、安心して暮らし、共にたすけあうまちづくり」を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました霧島市障害者自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、関係各位の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

霧島市長 中重 真一

〔 目 次 〕

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 国の動向	2
第3節 計画の法的根拠と位置付け	5
第4節 計画の対象者	7
第5節 計画の期間	7
第6節 計画策定の体制	8
第2章 障害のある人を取り巻く現状	10
第1節 人口等に関する状況	10
第2節 障がい者等の状況	12
第3節 障がい児の状況	17
第4節 アンケート調査結果	19
第3章 前期計画期間の実施状況	43
第1節 障害福祉サービス等の実績	43
第2節 障害児通所支援等の利用実績	46
第3節 障がい者等に関する課題のまとめ	47
第4章 計画の基本理念	49
第5章 障害福祉計画	50
第1節 成果目標	50
第2節 障害福祉サービス等の見込量と確保方策	59
第3節 地域生活支援事業の見込量と確保方策	67
第6章 障がい児福祉計画	76
第1節 成果目標	76
第2節 障害児通所支援等の見込量と確保方策	77
第7章 計画の推進体制	79
第1節 計画の推進体制	79
第2節 計画の進行管理体制	80
資料編	81
1 霧島市障害者自立支援協議会設置要綱	82
2 霧島市障がい者計画及び障害福祉計画・障がい児福祉計画策定検討委員会設置要綱	85

「障害」に係る「がい」の字に対する取扱いについて

この「第7期霧島市障害福祉計画・第3期霧島市障がい児福祉計画」については、本文中で「障害」（全て漢字）と「障がい」（害をひらがな）の2種類の表記を使用しています。

これらの使い分けの基準は、一般的な障害をある人を指す場合は「障がい者」、「障がい児」と表記し、固有名詞や法律用語及び制度の名称には「障害」という文字を使用しています。また、引用の場合は出典元の表記に準拠する形で記載しています。

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

これまで、我が国の障害保健福祉施策は、障害のある方が個人の尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度を整備してきました。

国は、平成18年度に「障害者自立支援法」を施行し、市町村及び都道府県に対して障害福祉計画の策定を義務付け、その後平成28年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、市町村及び都道府県に対して障がい児福祉計画の策定を義務付け、それによりサービスの提供体制を計画的に整備することとしてきました。

また、令和5年3月には「障害者基本法」に基づき政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定しました。計画では、新たにSDGsの考え等が盛り込まれ、目指す社会像の実現のために障がい者の自立及び社会参加の支援を総合的かつ計画的に推進するとしています。

本市ではこれまで、平成19年度を初年度とする「霧島市障がい者計画」と「障害福祉計画」を策定し、以後、定期的に計画の改定を行いながら障がい者施策及び障害福祉サービスの提供体制の整備を図ってきました。また、平成30年度からは児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を、障害福祉計画と一体的に策定・推進しています。

この度、第6期霧島市障害福祉計画・第2期霧島市障がい児福祉計画の計画期間が終了するにあたり、これらの環境の変化や国の指針等を踏まえ、本市の状況に即した適切な障害福祉サービス等の提供を行うため、「第7期霧島市障害福祉計画・第3期霧島市障がい児福祉計画」を策定することとしました。

第2節 国の動向

1 国の動向

(1) 「障害者の権利に関する条約」の批准（平成26年1月）

障害者福祉施策の充実が世界的な流れとして進む中、平成26年1月に障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」に批准しました。

本条約には、平等・無差別と合理的配慮、意思決定過程における当事者の関与、施設・サービス等の利用の容易さ等の項目について、定められています。

本条約の批准に合わせ、様々な法制度の整備等が行われました。

(2) 改正「障害者の雇用の促進等に関する法律（通称：障害者雇用促進法）」一部施行（平成28年4月）

雇用の分野における障がい者（児）に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、法定雇用率の算定基礎の見直しが行われました。

(3) 「改正発達障害者支援法」施行（平成28年8月）

法の目的として、個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるよう早期発見・発達支援が行われるとともに、支援が切れ目なく行われることなどが盛り込まれました。

そして、国民は、個々の発達障害の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は、個々の発達障がい者（児）の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

(4) 改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）及び児童福祉法」施行（平成30年4月）

障がい者（児）が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことを目的として定められました。

(5) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（通称：医療的ケア児支援法）」施行（令和3年9月）

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目的に、国・地方公共団体に対して、医療的ケア児への支援が義務化されました。

(6) 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行（令和4年5月）

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として定められました。

具体的には、地方公共団体の責務として、その地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有することなどが定められました。

(7) 「障害者基本計画（第5次）」策定（令和5年3月）

平成30年3月の「障害者基本計画（第4次）」策定以降の社会動向等を踏まえ、策定されたものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであることを継承しつつ、以下に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されるものとして策定されたものです。

大きな追加点として、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、共生社会の実現に向け国が取り組むべき障がい者施策の方向性においても重要であるとして、障がい者、行政機関等、事業者といった様々な関係者が協力して取組を推進することが求められるとしてSDGsの考えを取り入れています。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人ひとりの特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障がい者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

(8) 改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」施行（令和6年4月）

平成28年に施行された障害者差別解消法について、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者の過度な負担にならない範囲での合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定められました。

2 第7期障害福祉計画に向けた国の基本方針等

第7期障害福祉計画の策定に向けて、障害福祉計画の必須記載事項及び成果目標等を定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」）が改正されました。

基本指針では、地域生活への移行の推進や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築などの第6期までの方針をより一層推し進めることとして、新たな活動指標を定めています。

改正後の基本指針の概要は以下のとおりです。

第7期障害福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に向けた 基本指針改正における主なポイント

<p>基本理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ○市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 ○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ○地域共生社会の実現に向けた取組 ○障害児の健やかな育成のための発達支援 ○障害福祉人材の確保・定着 ○障害者の社会参加を支える取組定着
<p>主な見直し事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③福祉施設から一般就労への意向等 ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ⑤発達障害者等支援の一層の充実 ⑥地域における相談支援体制の充実強化 ⑦障害者等に対する虐待の防止 ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組 ⑨障害福祉サービスの質の確保 ⑩障害福祉人材の確保・定着 ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害福祉計画・障害児福祉計画の策定 ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 ⑭その他：地方分権提案に対する対応

出典：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（こども家庭庁・厚生労働省）

第3節 計画の法的根拠と位置付け

1 法的根拠

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障がい者（児）の自立支援、生活支援の観点から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業など各種サービス等の提供量・提供体制を定める計画です。

計画	障がい者計画	障害福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国の指針等	障害者基本計画（第 5 次）	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
内容	障がい者のための施策に関する基本的な計画	個別の障害福祉サービス等の提供量・提供体制を定める計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供量・提供体制などを定める計画
	○障がい者福祉施策全般	○障害福祉サービスの提供量 ○地域生活支援事業等の提供量 ○障害福祉計画の成果目標	○障害児通所支援等のサービスの提供量・提供体制 ○障がい児福祉計画に関する成果目標

【策定の根拠法】

【障害者総合支援法】

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【児童福祉法】

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

同 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

2 計画の位置付け

(1) 総合計画等との関連性

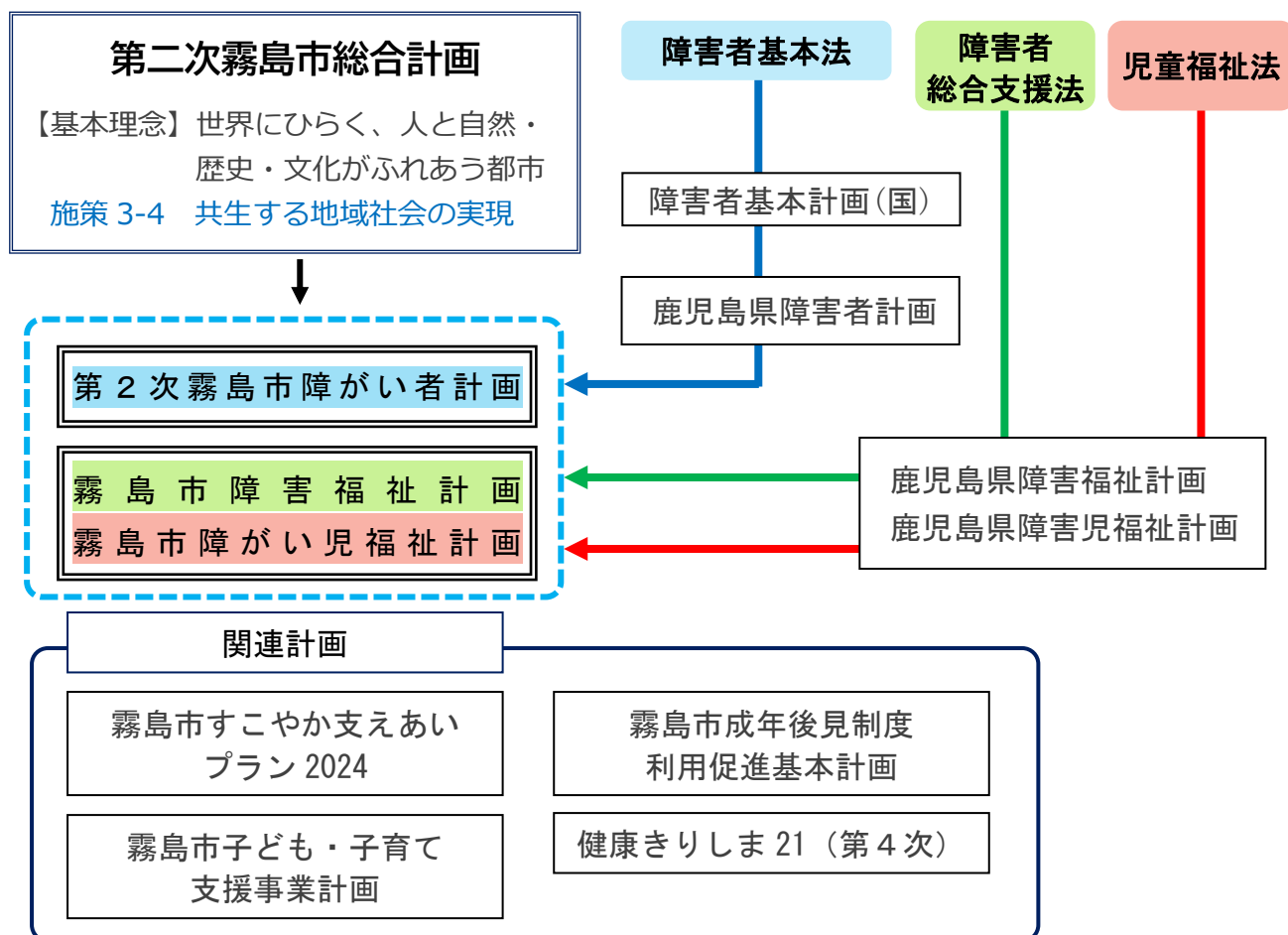
本計画は、市町村行政運営の基本方針を定める計画である「第二次霧島市総合計画」を最上位計画とし、障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための実施計画として位置付けます。

また、関連計画として「霧島市すこやか支えあいプラン 2024」（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）、「健康きりしま 21（第4次）」（霧島市健康増進計画）などの福祉、保健分野等の諸計画との整合性を図り、策定を行いました。

(2) 障がい者計画との関連性

第2次霧島市障がい者計画（平成30年度～令和8年度）は、本市の障がい者の総合的な対策を推進するための行政運営及び障がい者対策に関わる団体などの取組の指針となる計画として位置付けられています。

障害者総合支援法において、市町村障害福祉計画は市町村障害者計画等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないとされていることから、本計画は第2次霧島市障がい者計画と調和を保ち計画を推進します。



第4節 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」については、障害者総合支援法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病（※1）、高次脳機能障害その他の心身の機能の障害がある方であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。

併せて、障害特性等に対する地域全体の更なる理解の促進、家族支援、差別の解消など、市全体への働き掛けも含めた施策を推進します。

※1 一定の基準に基づき厚生労働省が指定する「指定難病」を指す。令和6年4月1日時点で369の疾病が指定難病の対象とされる。

【障害者総合支援法】

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

4 この法律において「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして主務省令で定める区分をいう。

第5節 計画の期間

「市町村障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、国の定める基本指針により、計画期間が3年間と定められていることから、「第7期霧島市障害福祉計画・第3期霧島市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組の進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害福祉計画	第6期		第7期			第8期			
障がい児福祉計画	第2期		第3期			第4期			
障がい者計画	第2次（H30～R8）					第3次			

第6節 計画策定の体制

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、計画を定める際は住民の意見を反映させるよう努めることとされていることから、アンケート調査等により当事者や支援者等の意見を把握し基礎資料として活用するとともに、障害福祉に係る関係機関の代表者等で構成された霧島市障害者自立支援協議会において、本計画の検討、審議を行いました。

【障害者総合支援法】

第八十八条 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

同 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第八項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

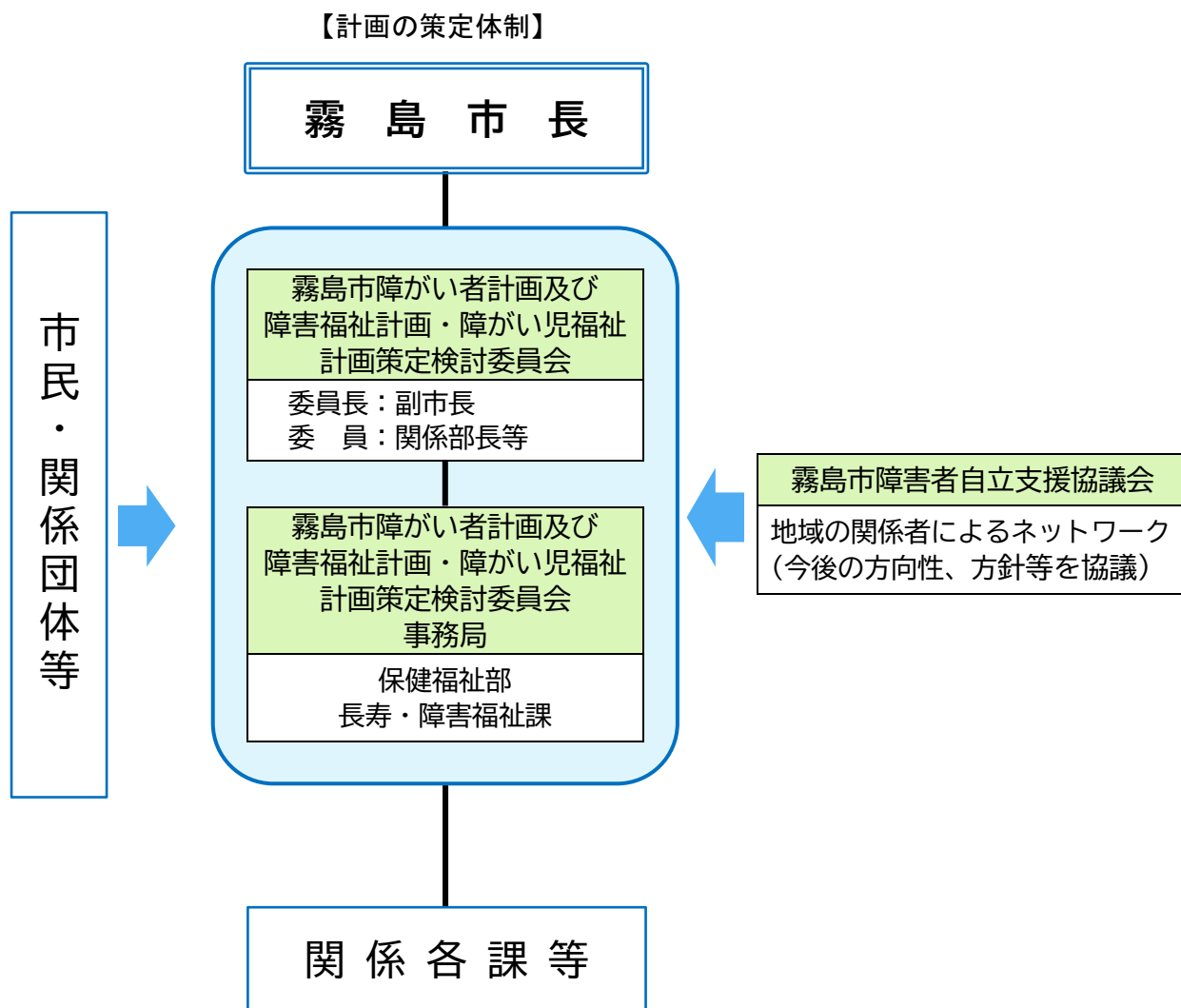
1 アンケート調査の実施

本市在住の障がい者及び障がい児等の現在の生活状況や障がい者施策、障害福祉サービス等の利用意向について把握し、計画の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査種別	調査対象者	調査期間	調査手法	有効回答率
一般障がい者 向け調査	霧島市内の18歳以上の 障害者手帳所持者	令和5年 8月～9月	郵送による 配付・回収、 Webでの回答	45.2% 633/1400
	児童向け 調査			霧島市内の18歳未満の 障害者手帳所持者及び 障害児通所受給者証所持者
事業所向け 調査	霧島市内の 障害福祉サービス事業所等	令和5年 10月～ 11月	郵送による 配付・回収	76.2% 99/130

2 霧島市障がい者計画及び障害福祉計画・障がい児福祉計画策定検討委員会等による協議

庁内の副市長、関係部長等で構成する「霧島市障がい者計画及び障害福祉計画・障がい児福祉計画策定検討委員会」において各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、計画素案の作成を行いました。



第2章 障害のある人を取り巻く現状

第1節 人口等に関する状況

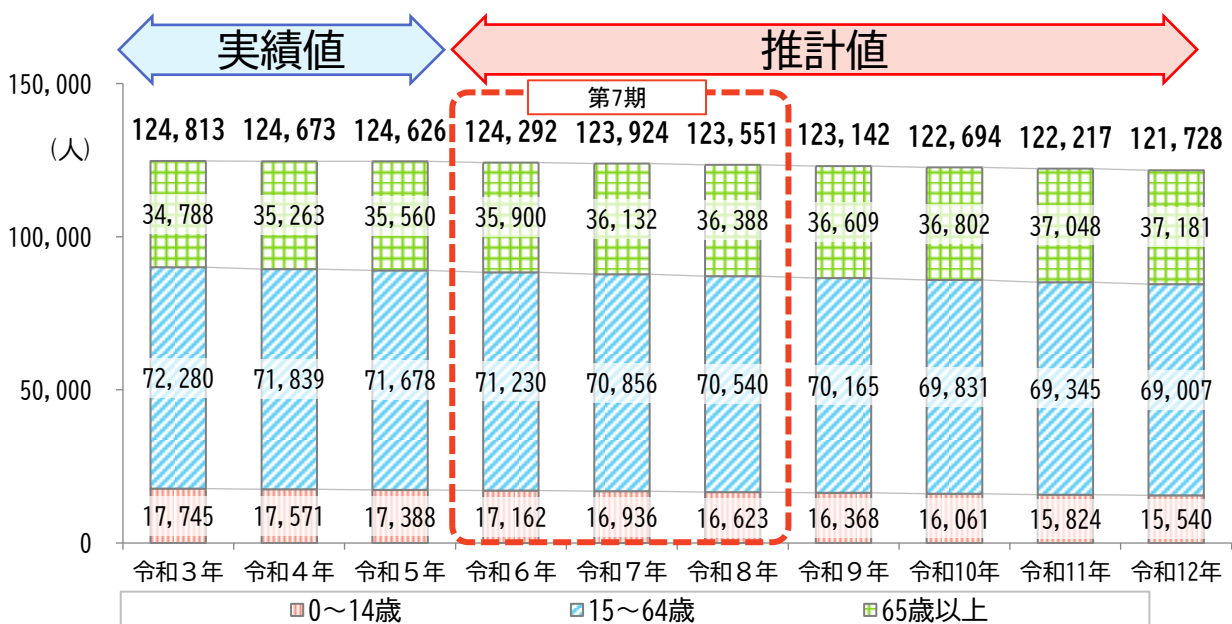
1 本市の総人口の推移

本市の令和3年～令和5年の人口は124,000人台で推移しています。

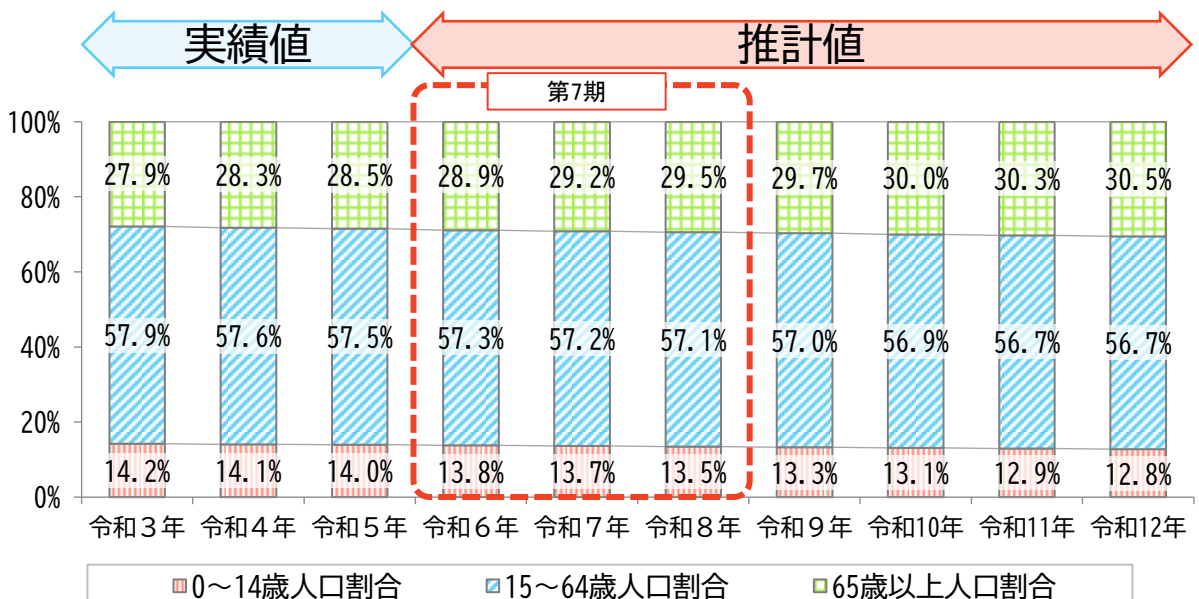
計画期間である令和6年～令和8年の人口は、微減すると推計されており、内訳をみると、0～14歳と15～64歳は減少、65歳以上は増加すると推計されています。

年齢3区分別人口割合の推移をみると、令和5年実績で0～14歳が14.0%、15～64歳が57.5%、65歳以上が28.5%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



■年齢3区分別人口割合の推移

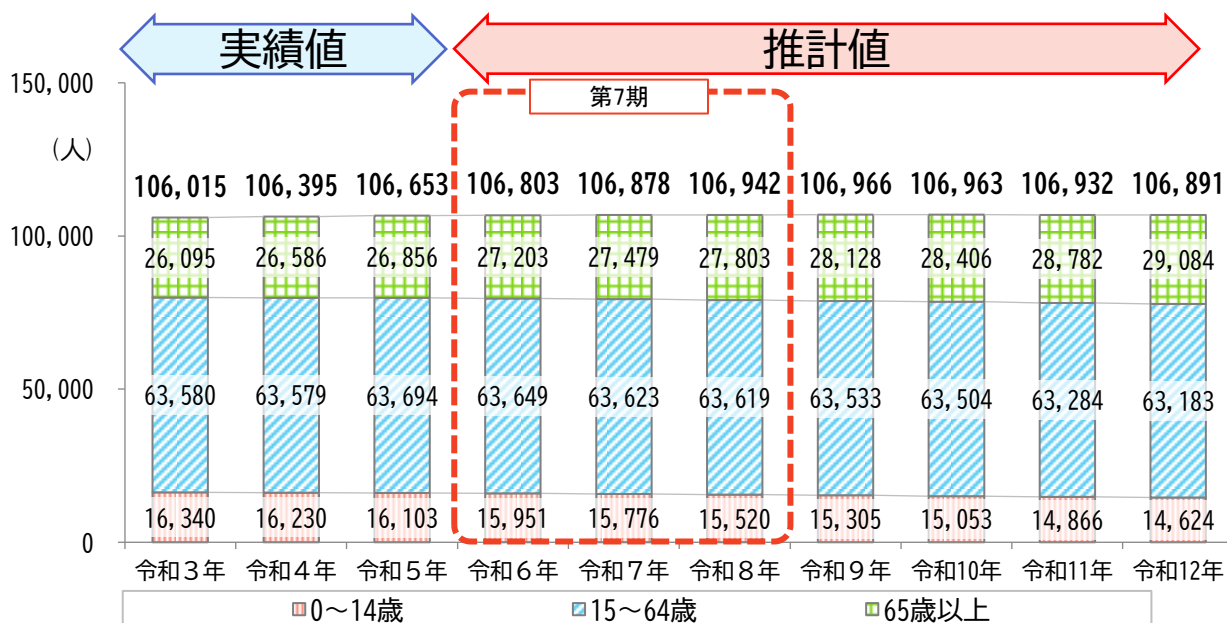


資料：令和3年～令和5年は「住民基本台帳」、令和6年以降はコーホート法による人口推計

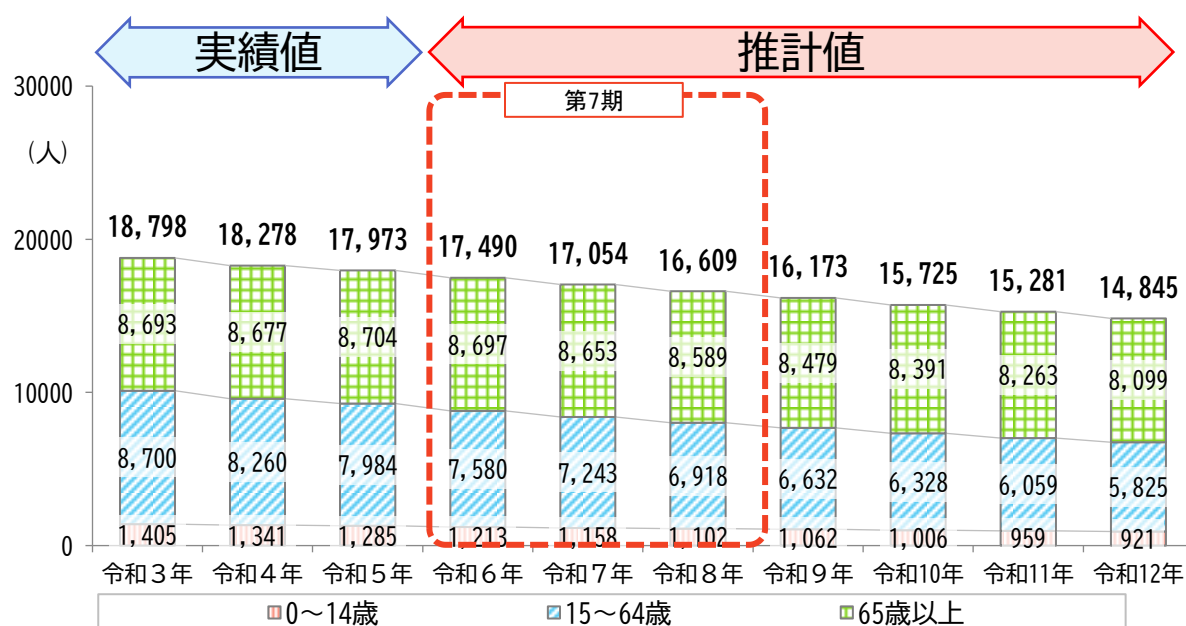
2 地域別人口の推移

本市の人口について、特別地域加算の対象地区と対象外地区で分けて推計を行うと、第7期計画期間は特別地域加算対象外である国分・隼人・溝辺地区は若干増加傾向にあり106,000人台で推移する見込みであるのに対し、特別地域加算対象である横川・牧園・霧島・福山地区は、減少すると推計されています。

■国分・隼人・溝辺地区（特別地域加算対象外）の人口の推移



■横川・牧園・霧島・福山地区（特別地域加算対象）の人口の推移



資料：令和3年～令和5年は「住民基本台帳」、令和6年以降はコーホート法による人口推計

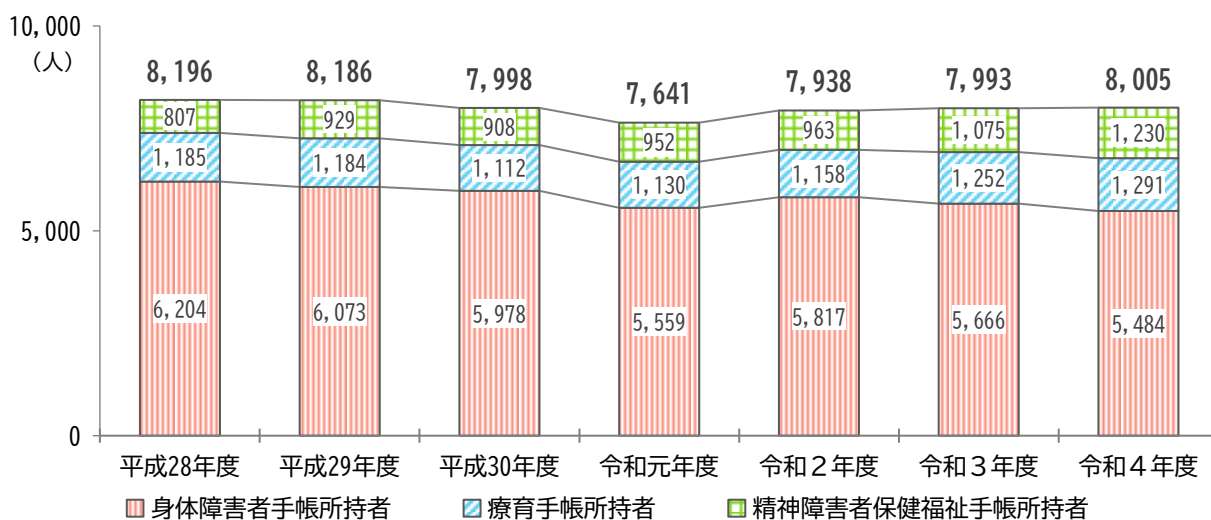
第2節 障がい者等の状況

1 各手帳所持者数等の推移

手帳所持者数合計は、令和元年度以降増加し、令和4年度の手帳所持者は8,005人となっています。

手帳の種類別でみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数については、令和4年度は1,230人となっており、平成28年度比で423人（52.4%）増と大きく増加しています。



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口 (人)	126,966	126,620	126,368	125,824	125,469	124,813	124,673
所持者数合計 (人)	8,196	8,186	7,998	7,641	7,939	7,993	8,005
総人口に対する所持者の割合 (%)	6.46%	6.47%	6.33%	6.07%	6.33%	6.40%	6.42%
身体障害者手帳	所持者数 (人)	6,204	6,073	5,978	5,559	5,817	5,666
	構成比 (%)	75.7%	74.2%	74.7%	72.8%	73.3%	70.9%
療育手帳	所持者数 (人)	1,185	1,184	1,112	1,130	1,159	1,252
	構成比 (%)	14.5%	14.5%	13.9%	14.8%	14.6%	15.7%
精神障害者保健福祉手帳	所持者数 (人)	807	929	908	952	963	1,075
	構成比 (%)	9.8%	11.3%	11.4%	12.5%	12.1%	13.4%

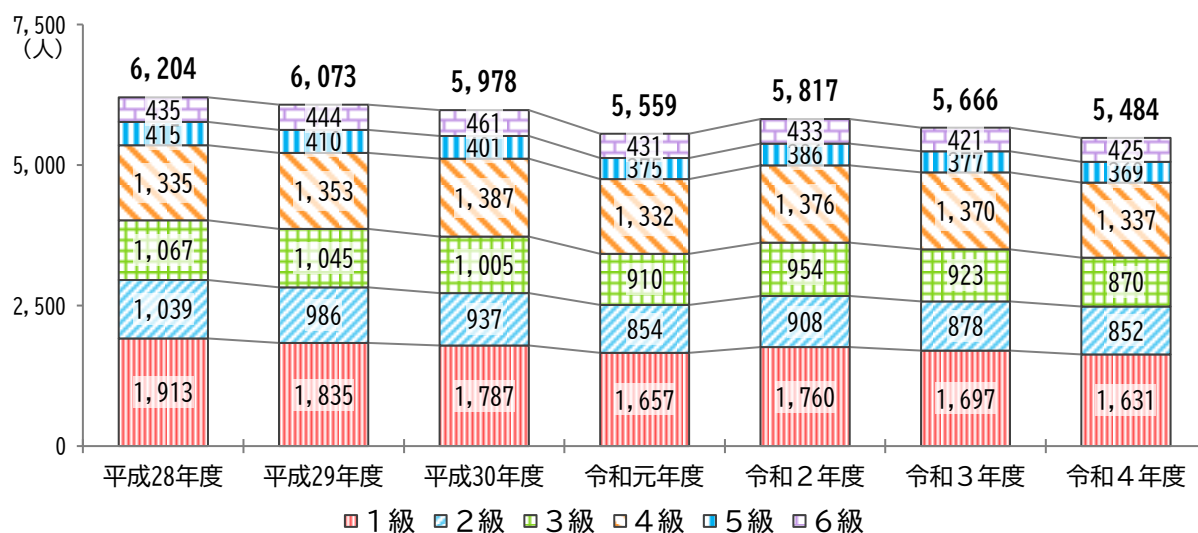
資料：長寿・障害福祉課（各年度末現在）

2 身体障害者手帳所持者の状況

障害程度等級別でみると、4級を除く5つの区分で減少傾向にあります。

特に2級は平成28年度比で187人（18.0%）減と減少割合が大きくなっています。

年齢別でみると、18歳未満は平成28年度比で25人（21.6%）減、18～64歳は280人（17.5%）減、65歳以上は415人（9.2%）減と、18歳未満で減少割合が大きくなっています。また、構成比でみると、65歳以上が74.3%（4,072人/5,484人）と手帳所持者の多くを占めています。



単位：人

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計		6,204	6,073	5,978	5,559	5,817	5,666	5,484
障害程度等級別	1級	1,913	1,835	1,787	1,657	1,760	1,697	1,631
	2級	1,039	986	937	854	908	878	852
	3級	1,067	1,045	1,005	910	954	923	870
	4級	1,335	1,353	1,387	1,332	1,376	1,370	1,337
	5級	415	410	401	375	386	377	369
	6級	435	444	461	431	433	421	425
年齢別	18歳未満	116	120	113	108	106	100	91
	18～64歳	1,601	1,547	1,491	1,442	1,430	1,371	1,321
	65歳以上	4,487	4,406	4,374	4,009	4,281	4,195	4,072
障害種別	視覚障害	402	385	369	334	339	317	317
	聴覚・平衡機能障害	597	590	621	563	591	585	581
	音声・言語咀嚼機能障害	58	56	80	50	57	47	51
	肢体不自由	3,244	3,150	3,069	2,851	2,893	2,793	2,674
	内部障害	1,903	1,892	1,839	1,761	1,937	1,924	1,861

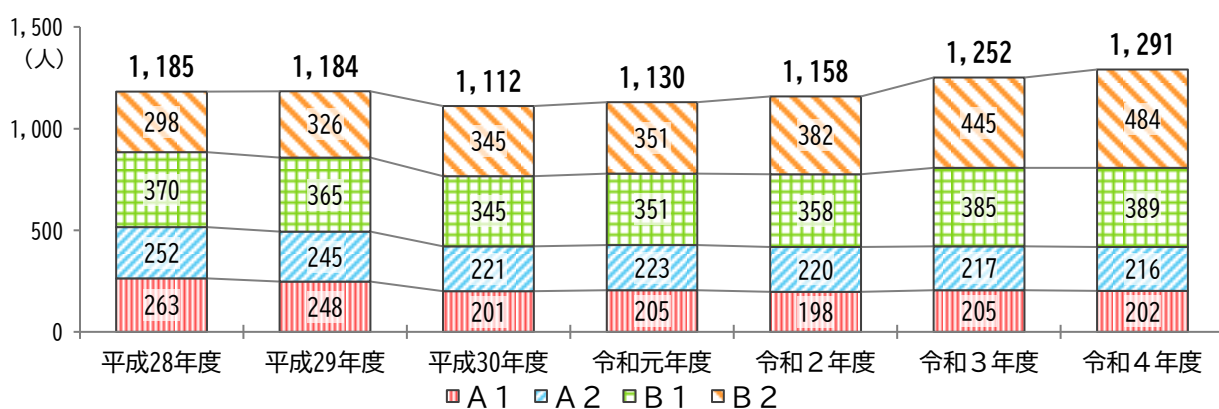
資料：長寿・障害福祉課（各年度末現在）

3 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は平成30年度以降増加傾向にあり、障害程度別で見ると、A1とA2は令和4年度時点で平成30年度比で大きな変化は見られないのに対し、B1は389人と44人（12.8%）増、B2は484人と139人（40.3%）増となっています。

知的障害や療育に関する周知・広報により、療育への理解が進んだことで、これまで手帳を所持していなかった方も認定を受けて所持するようになり、比較的度が軽いB1、B2が増加したものと考えられます。

年齢別で見ると、令和4年度の18歳未満は354人と平成30年度比で49人（16.1%）増、同じく18～64歳は817人と129人（18.8%）増となっていることから、知的障がい者の就労等の日中活動や住居に関する支援が重要となります。



単位：人

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計		1,185	1,184	1,112	1,130	1,158	1,252	1,291
障害程度別	A1	263	248	201	205	198	205	202
	A2	252	245	221	223	220	217	216
	A	1	0	0	0	0	0	0
	B1	370	365	345	351	358	385	389
	B2	298	326	345	351	382	445	484
	B	1	0	0	0	1	0	0
年齢別	18歳未満	322	321	305	314	331	343	354
	18～64歳	696	695	688	714	736	779	817
	65歳以上	167	168	119	102	92	130	120

資料：長寿・障害福祉課（各年度末現在）

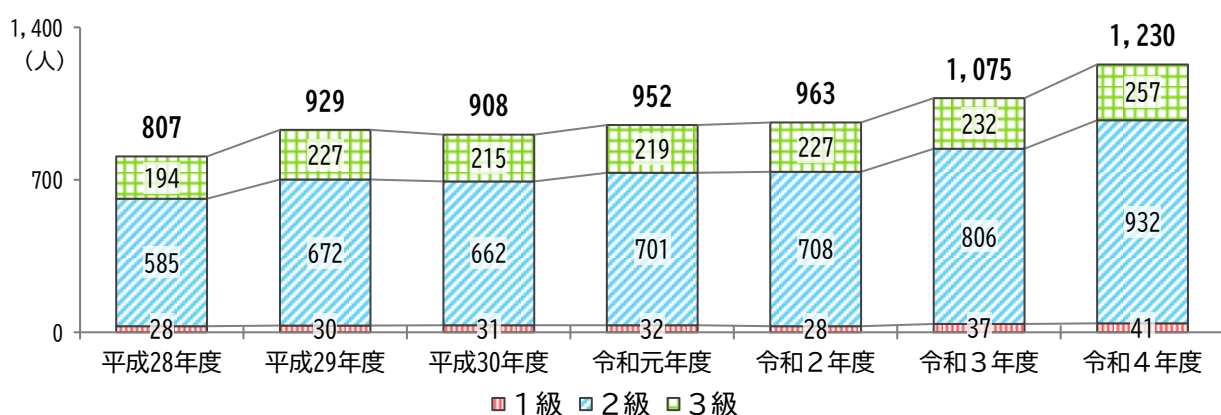
4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

障害等級別で見ると、全ての障害等級で増加しています。

特に2級は平成28年度の585人から令和4年度の932人と347人（59.3%）増となっています。

年齢別で見ると、全ての年齢層で増加しており、国の示す精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進や、精神障害に対する理解促進を一層推し進めるとともに、障がい児の療育や保護者への相談支援、18～64歳の日中活動等の支援など、年齢によって異なるニーズを踏まえ、適切な障害福祉サービス等を提供することが求められます。



単位：人

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
合計		807	929	908	952	963	1,075	1,230
障害 等級 別	1級	28	30	31	32	28	37	41
	2級	585	672	662	701	708	806	932
	3級	194	227	215	219	227	232	257
年 齢 別	18歳未満	11	9	13	15	13	14	24
	18～64歳	635	749	695	768	778	877	992
	65歳以上	161	171	200	169	172	184	214

資料：長寿・障害福祉課（各年度末現在）

(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は令和4年度時点で2,063人となっています。

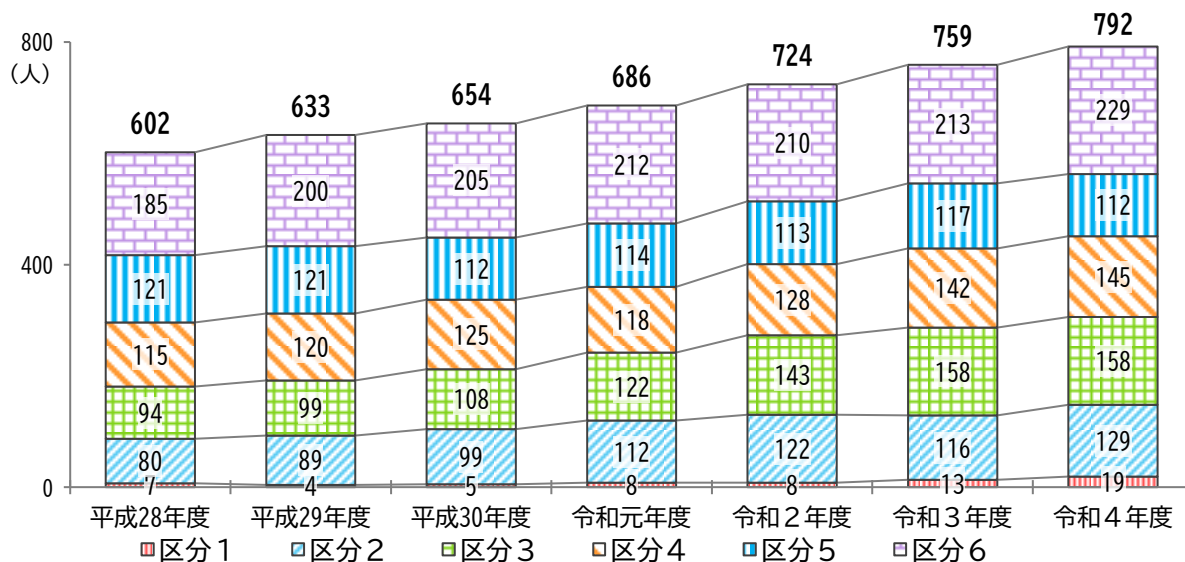
単位：人

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
受給者数	1,683	1,694	2,192	1,997	2,126	1,962	2,063

資料：長寿・障害福祉課（各年度末現在）

5 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者の数は、増加傾向にあり、令和4年度は792人となっています。区分別でみると、区分6が最も多く令和4年度は229人と約3割を占めています。



単位：人

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
低い	区分1	7	4	5	8	8	13	19
	区分2	80	89	99	112	122	116	129
	区分3	94	99	108	122	143	158	158
	区分4	115	120	125	118	128	142	145
	区分5	121	121	112	114	113	117	112
高い	区分6	185	200	205	212	210	213	229
合計		602	633	654	686	724	759	792

資料：長寿・障害福祉課（各年度末現在）

第3節 障がい児の状況

1 障害児通所受給者証所持者数

障害児通所受給者証所持者数は増加しており、令和5年度は1,257人と、平成30年度比で402人（47.0%）増加しています。

単位：人

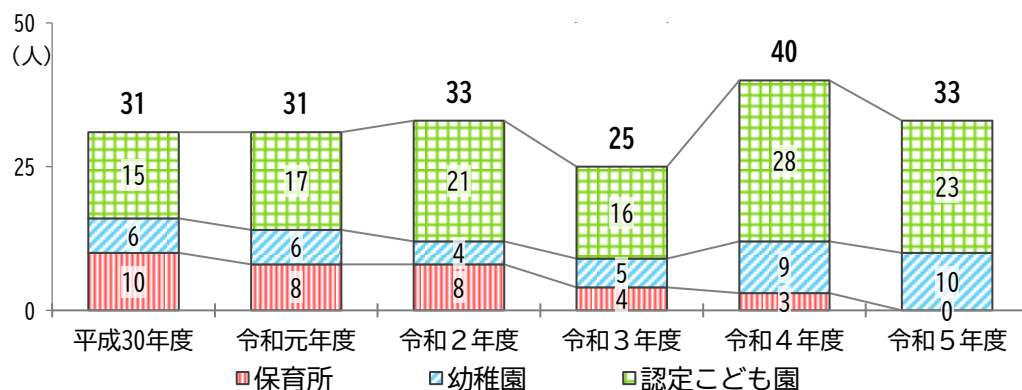
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者証所持者数	855	958	1,094	1,182	1,244	1,257

資料：長寿・障害福祉課（各年度4月1日時点）

2 保育所等の障がい児などの受け入れ状況

保育所等の障がい児等の受け入れ状況については、年によって変動はあるものの、おおむね30人前後で推移しています。

受け入れ施設については、令和5年度時点で20施設と、市内の多くの施設で受け入れを行っており、早期療育の観点から保育所等訪問支援をはじめとする施設への支援を適切に実施する必要があります。



単位：人

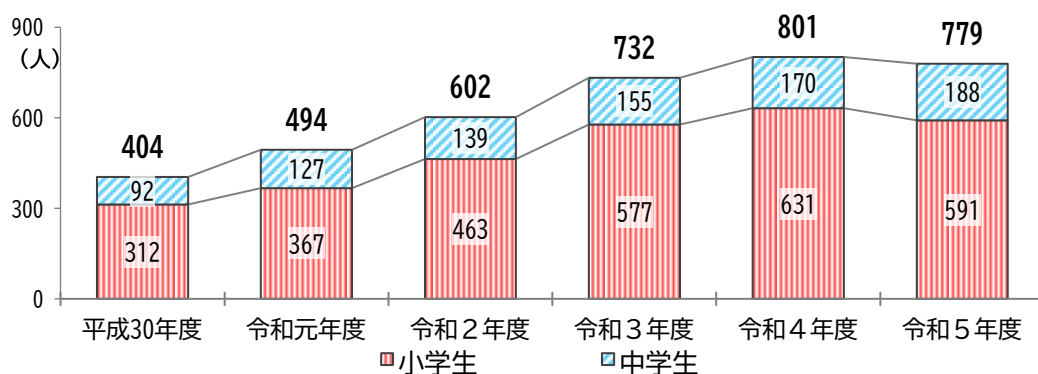
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度の受け入れ施設数
保育所	10	8	8	4	3	0	0箇所
幼稚園	6	6	4	5	9	10	3箇所
認定こども園	15	17	21	16	28	23	17箇所

※各保育施設等に通っている、障害者手帳所持者及び障害児通所受給者証所持者の合計

資料：長寿・障害福祉課（各年度4月1日時点）

3 特別支援学級の学級数・児童生徒数

特別支援学級の学級数・児童生徒数ともに増加傾向にあります。

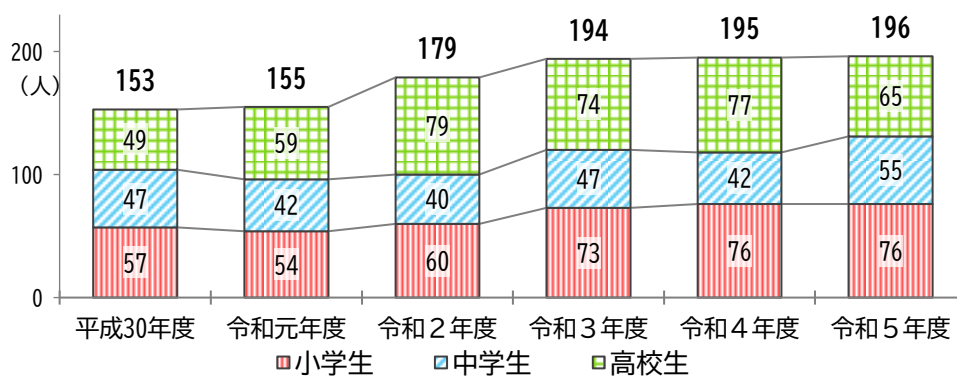


		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小学生	学級数	69	78	90	107	121	125
	人数(人)	312	367	463	577	631	591
中学生	学級数	28	32	31	36	36	40
	人数(人)	92	127	139	155	170	188

資料：学校教育課（各年度 4 月 1 日時点）

4 特別支援学校に通学する市内児童・生徒

特別支援学校に通学する市内児童・生徒は令和 3 年以降 190 人台で推移しており、令和 5 年度時点で 196 人となっています。



単位：人

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小学生	57	54	60	73	76	76
中学生	47	42	40	47	42	55
高校生	49	59	79	74	77	65
合計	153	155	179	194	195	196

資料：長寿・障害福祉課（各年度 4 月 1 日時点）

第4節 アンケート調査結果

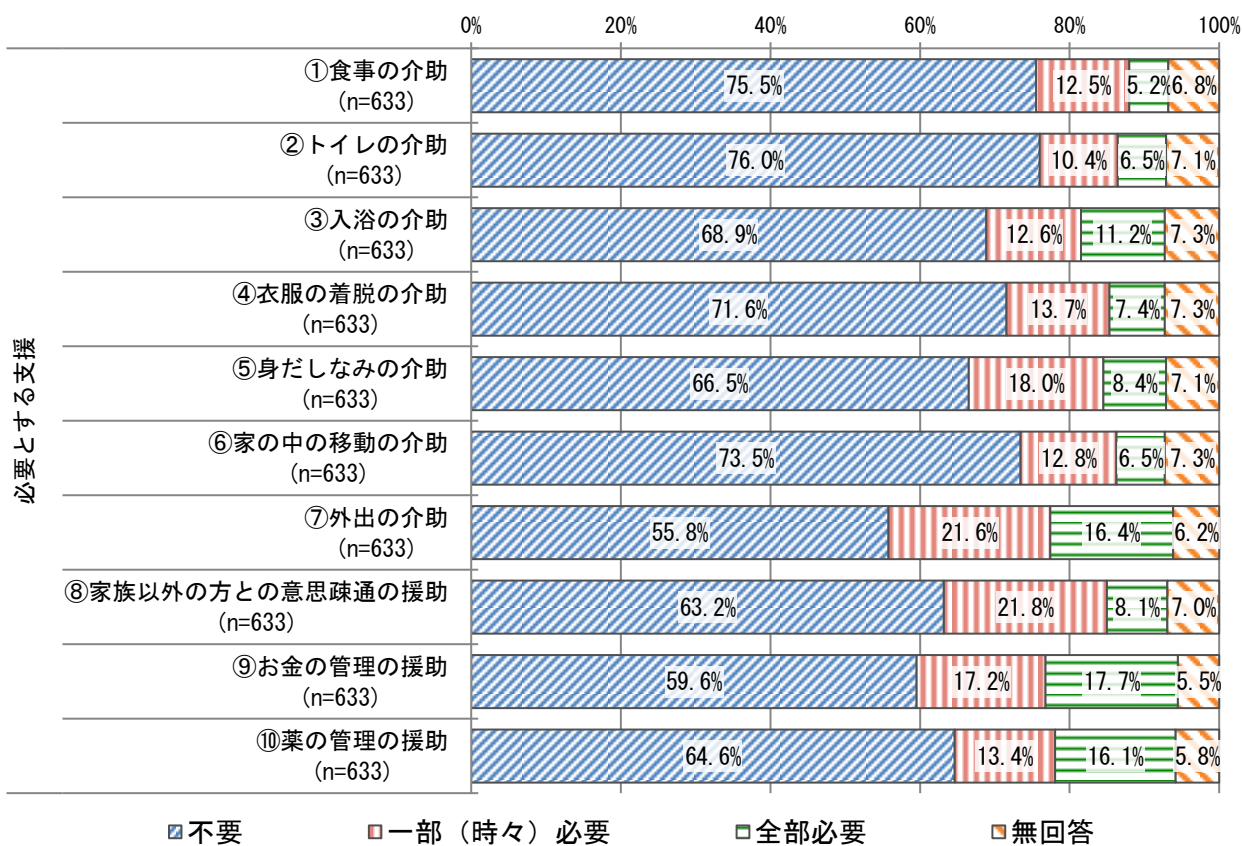
1 一般障がい者向け調査結果

(1) 必要とする支援

日常生活の中で必要とする支援については、「一部（時々）必要」について「⑧家族以外の方との意思疎通の援助」が 21.8%、「全部必要」について「⑨お金の管理の援助」が 17.7%と最も高くなっています。

また、「一部（時々）必要」と「全部必要」の合計についてみると、「⑦外出の介助」が 38.0%と最も高く、次いで「⑨お金の管理の援助」が 34.9%と、その他の項目と比較して5ポイント以上上回っています。

■日常生活の中で必要とする支援



■「一部（時々）必要」と「全部必要」の合計

項目	割合	項目	割合
①食事の介助	17.7%	⑥家の中の移動の介助	19.3%
②トイレの介助	16.9%	⑦外出の介助	38.0%
③入浴の介助	23.8%	⑧家族以外の方との意思疎通の介助	29.9%
④衣服の着脱の介助	21.1%	⑨お金の管理の援助	34.9%
⑤身だしなみの介助	26.4%	⑩薬の管理の援助	29.5%

※「第4節 アンケート調査結果」における「害」の字の扱いは、調査時の設問等での表記に準ずる。

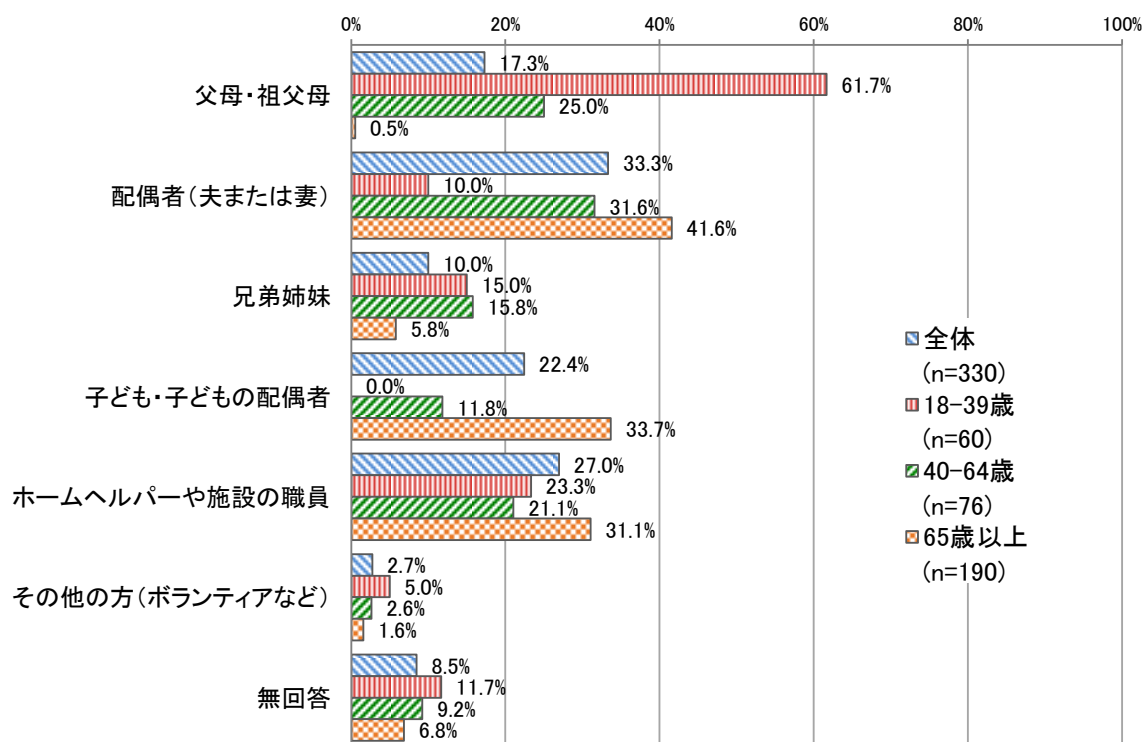
(2) 介助者の状況

主な介助者は、回答者全体で「配偶者（夫または妻）」が 33.3%と最も高く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が 27.0%、「子ども・子どもの配偶者」が 22.4%となっています。

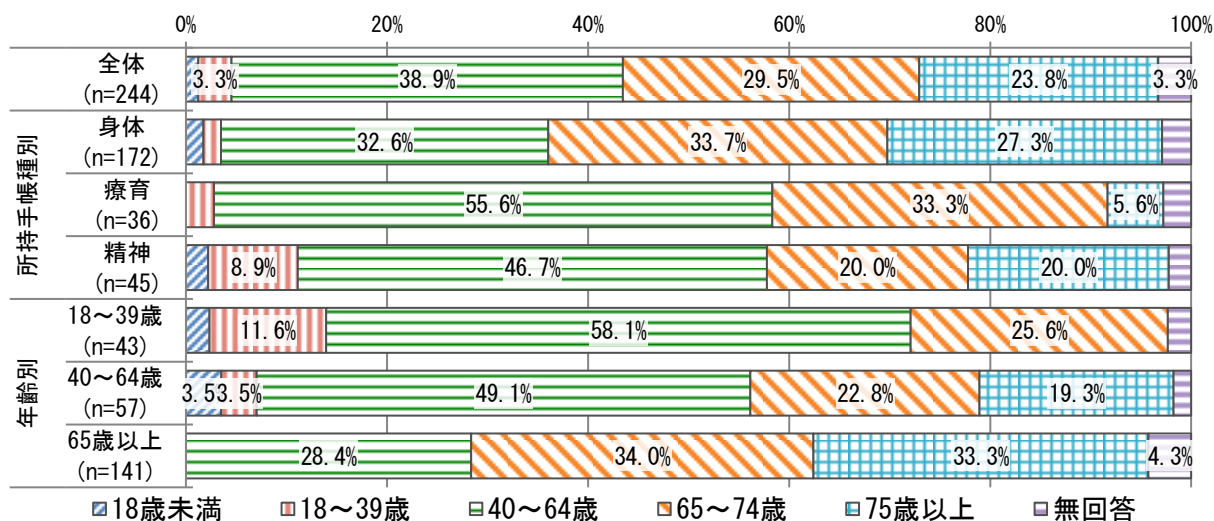
年齢別でみると、18-39歳では「父母・祖父母」が、40-64歳と65歳以上では「配偶者（夫または妻）」が、それぞれ最も高くなっています。

主な介助者家族の年齢についてみると、「40～64歳」が 38.9%と最も高く、次いで「65～74歳」が 29.5%、「75歳以上」が 23.8%となっています。

■主な介助者（回答者の年齢別）



■主な介助者家族の年齢

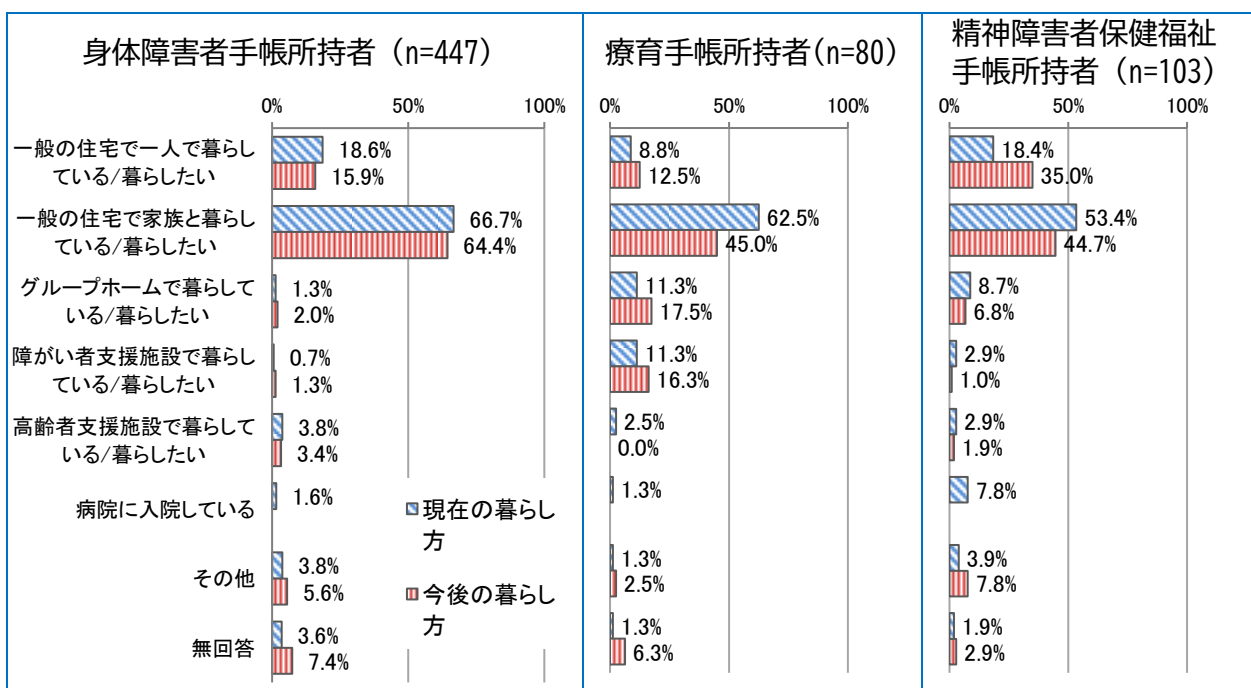
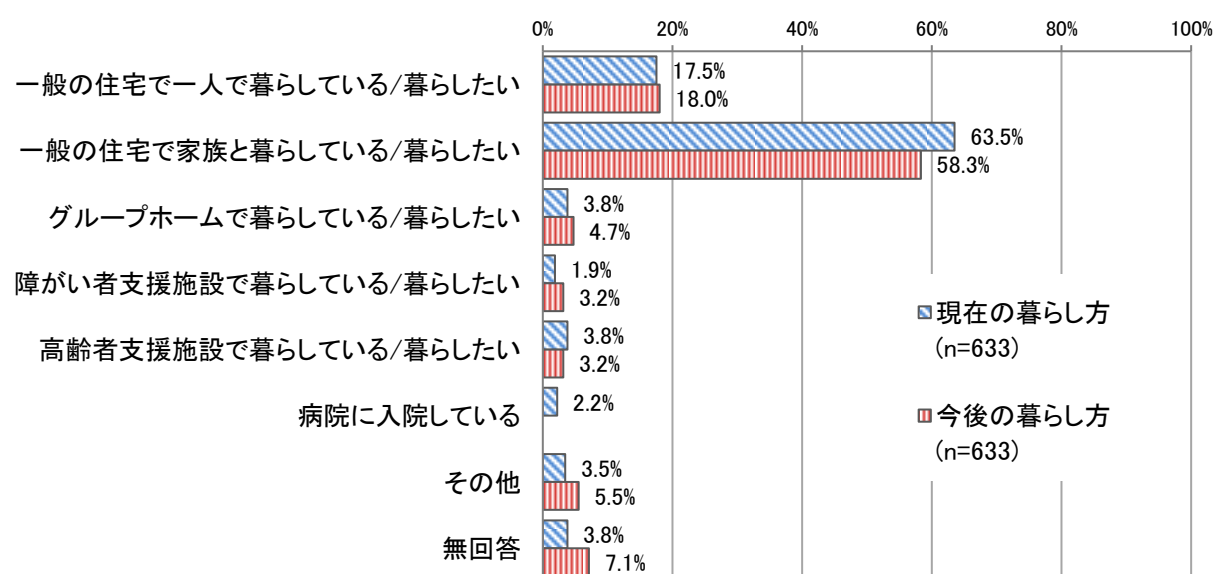


(3) 暮らし方について

現在の暮らし方と今後の暮らし方（今後3年間の希望する暮らし方）についてみると、現在の暮らし方と今後の暮らし方の両方で「一般の住宅で家族と暮らしている/暮らしたい」が最も高くなっています。

所持手帳別でみると、全ての手帳種で「一般の住宅で家族と暮らしている/暮らしたい」が最も高くなっています。また、今後の暮らし方について精神障害者保健福祉手帳所持者では「一般の住宅で一人で暮らしたい」が 35.0%と身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者と比較して高くなっています。

■現在の暮らし方と今後の暮らし方（今後3年間の希望する暮らし方）



※今後の暮らし方の設問には「病院に入院したい」に相当する選択肢は含んでいない。

(4) 外出について

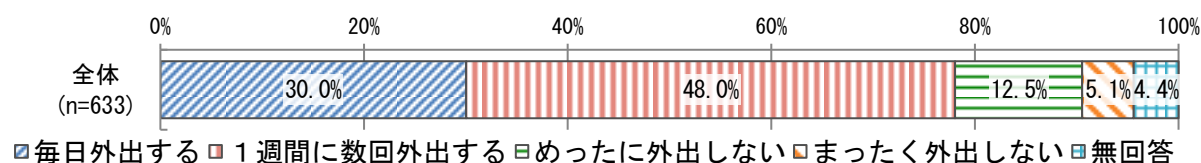
外出頻度については「毎日外出する」が30.0%、「1週間に数回外出する」が48.0%、「めったに外出しない」が12.5%、「まったく外出しない」が5.1%となっています。

外出する時の同伴者については「一人で外出する」が31.4%と最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」が20.6%、「ホームヘルパーや施設の職員」が9.1%となっています。（グラフ省略）

外出する時に困ることについては、「特にない」が31.1%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」が22.2%、「道路や駅に階段や段差が多い」が18.3%となっています。

所持手帳別でみると、「特にない」を除き、身体障害者手帳所持者で「道路や駅に階段や段差が多い」が、療育手帳所持者で「困ったときにどうすればいいのかわからない」が、精神障害者保健福祉手帳所持者で「外出にお金がかかる」が、それぞれ最も高くなっています。

■外出頻度



■外出する時に困ること

選択肢	回答数	割合	<複数回答>
サンプル数	573	100.0%	
公共交通機関が少ない(ない)	127	22.2%	22.2%
道路や駅に階段や段差が多い	105	18.3%	18.3%
外出にお金がかかる	99	17.3%	17.3%
発作など突然の身体の変化が心配	80	14.0%	14.0%
困った時にどうすればいいのかわからない	79	13.8%	13.8%
列車やバスの乗り降りが困難	78	13.6%	13.6%
外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	76	13.3%	13.3%
周囲の目が気になる	51	8.9%	8.9%
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	43	7.5%	7.5%
介助者が確保できない	19	3.3%	3.3%
その他	27	4.7%	4.7%
特にない	178	31.1%	31.1%
無回答	52	9.1%	9.1%

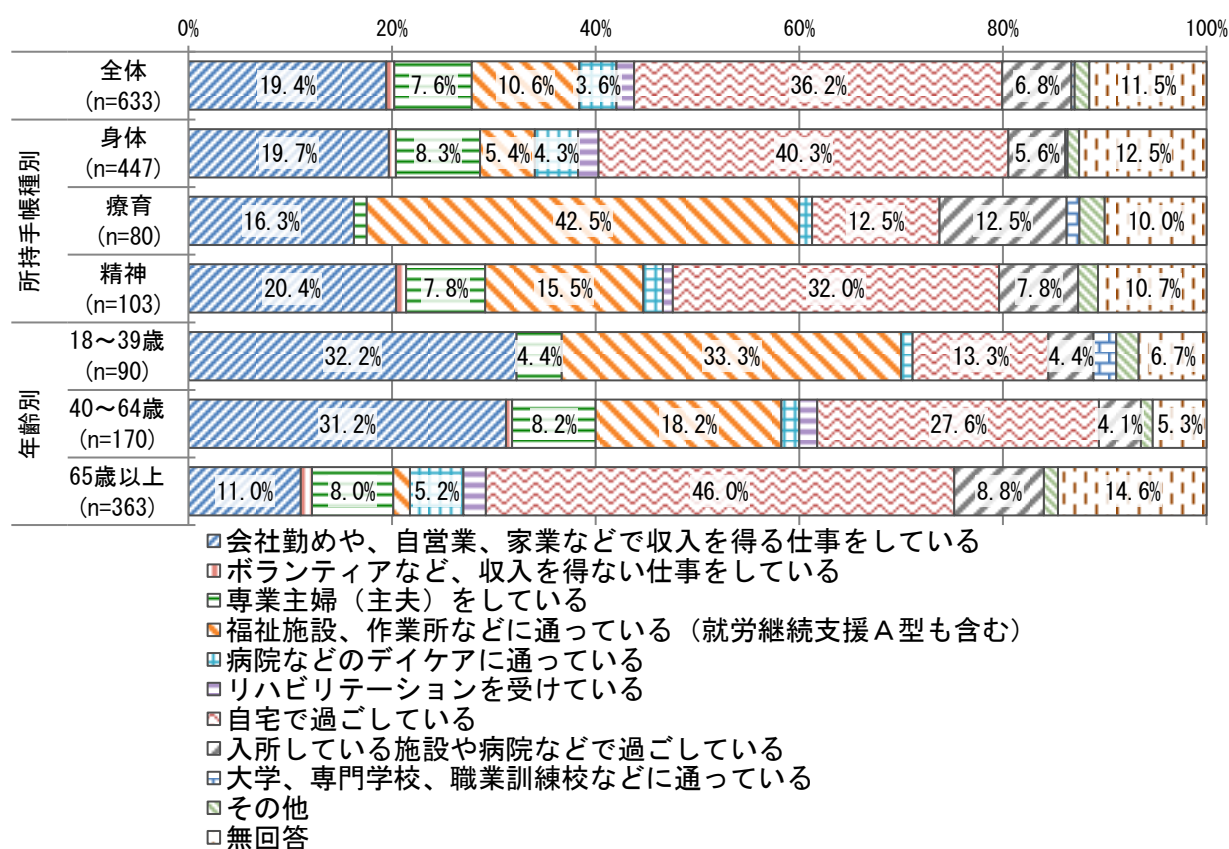
(5) 就労について

日中の過ごし方については、回答者全体で「自宅で過ごしている」が36.2%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が19.4%、「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」が10.6%となっています。

所持手帳別でみると、療育手帳所持者で「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」が42.5%と、他の手帳種と比較して特に高くなっています。

年齢別でみると、生産年齢人口を含む18-39歳と40-64歳で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が約3割となっています。

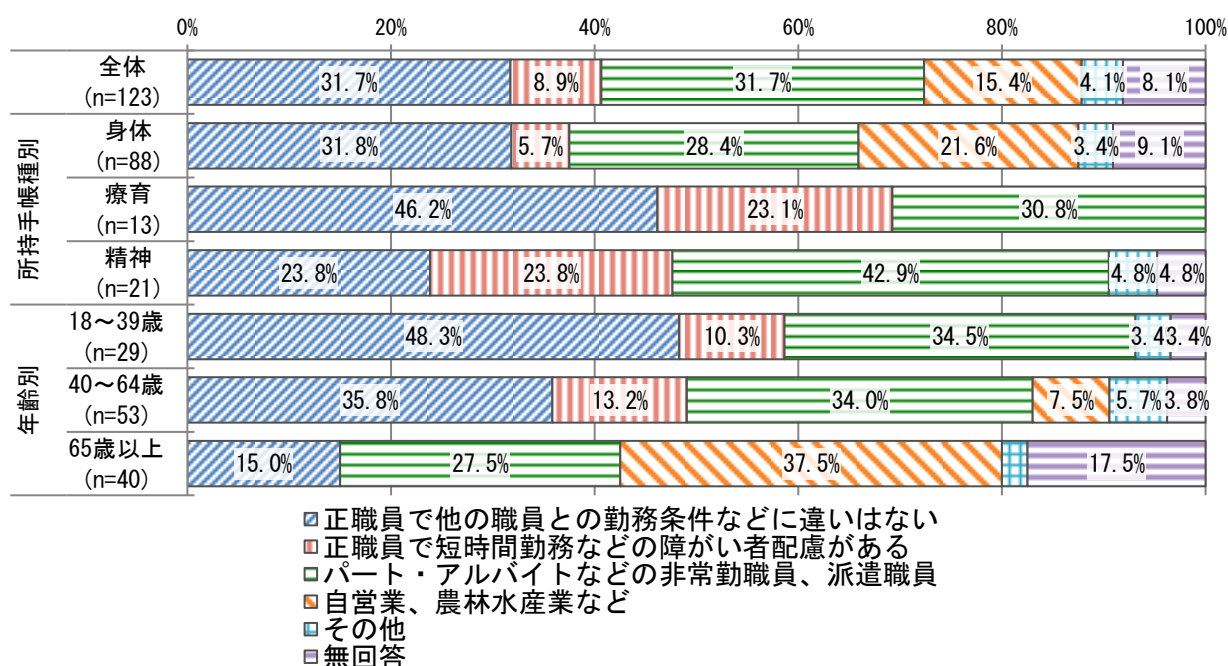
■日中の過ごし方



就労している人の就労形態については、回答者全体で「正職員で他の職員との勤務条件などに違いはない」と「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が31.7%と最も高く、次いで「自営業、農林水産業など」が15.4%、「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」が8.9%となっています。

障がい者の就労支援として必要なことについては、「職場の障がい者理解」が34.6%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が31.0%、「勤務時間や日数が体調や通院に合わせて変更できること」が30.0%となっています。

■就労形態



■障がい者の就労支援として必要なこと

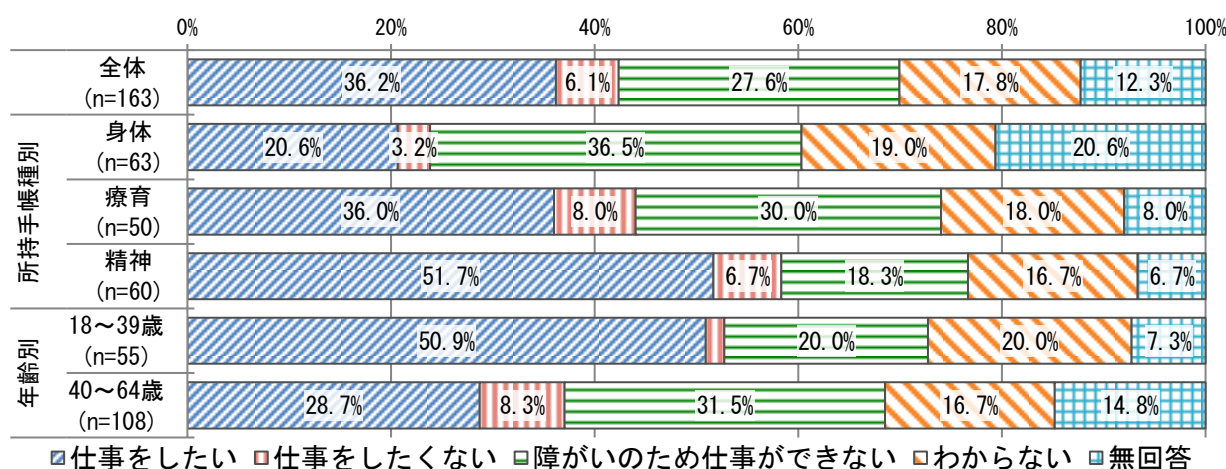
選択肢	回答数	割合	<複数回答>
サンプル数	633	100.0%	
職場の障がい者理解	219	34.6%	34.6%
職場の上司や同僚に障がいの理解があること	196	31.0%	31.0%
勤務時間や日数が体調や通院に合わせて変更できること	190	30.0%	30.0%
通勤手段の確保	160	25.3%	25.3%
短時間勤務や勤務日数などの配慮	153	24.2%	24.2%
仕事や人間関係についての職場外での相談対応、支援	137	21.6%	21.6%
勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	117	18.5%	18.5%
テレワークや在宅勤務の拡充	104	16.4%	16.4%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	101	16.0%	16.0%
職場で介助や援助などが受けられること	92	14.5%	14.5%
企業ニーズに合った就労訓練	57	9.0%	9.0%
その他	21	3.3%	3.3%
特になし	165	26.1%	26.1%
無回答	105	16.6%	16.6%

就労意向については、回答者全体で「仕事をしたい」が36.2%、「仕事をしたくない」が6.1%、「障がいのため仕事ができない」が27.6%、「わからない」が17.8%となっています。

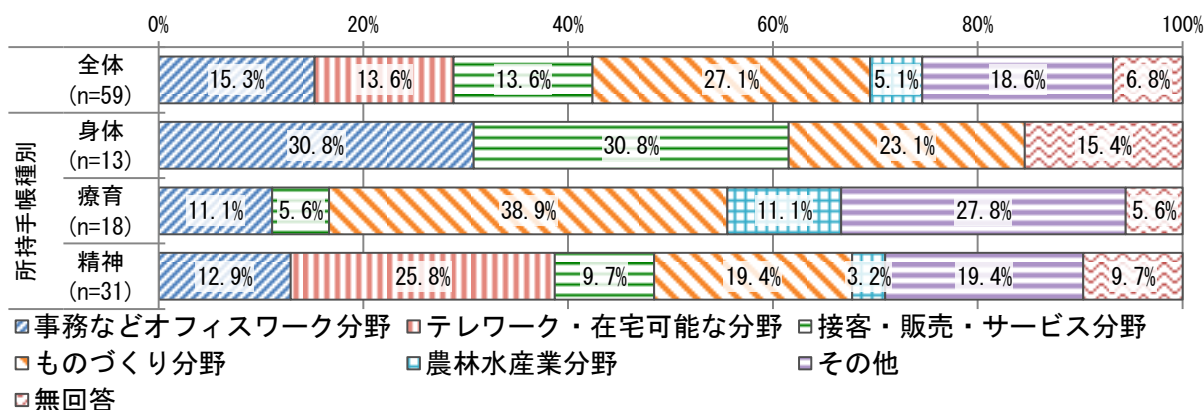
希望する就労分野については、回答者全体で「ものづくり分野」が27.1%と最も高く、次いで「その他」が18.6%、「事務などオフィスワーク分野」が15.3%となっています。所持手帳別でみると、身体障害者手帳所持者では「事務などオフィスワーク分野」と「接客・販売・サービス分野」が、療育手帳所持者では「ものづくり分野」が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「テレワーク・在宅可能な分野」が、それぞれ最も高くなっています。

希望する雇用形態については、「正社員・正規職員」が33.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなど」が28.8%、「就労継続支援B型」が20.3%となっています。

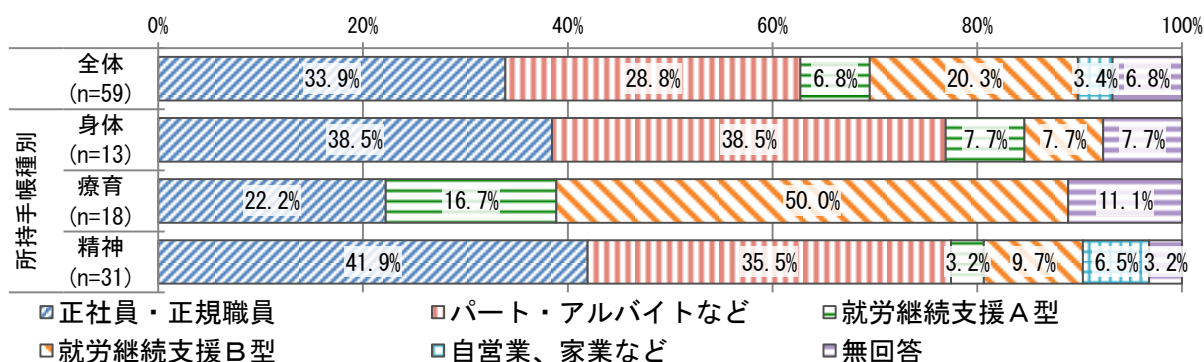
■就労意向（「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」以外の18～64歳に調査）



■希望する就労分野



■希望する雇用形態

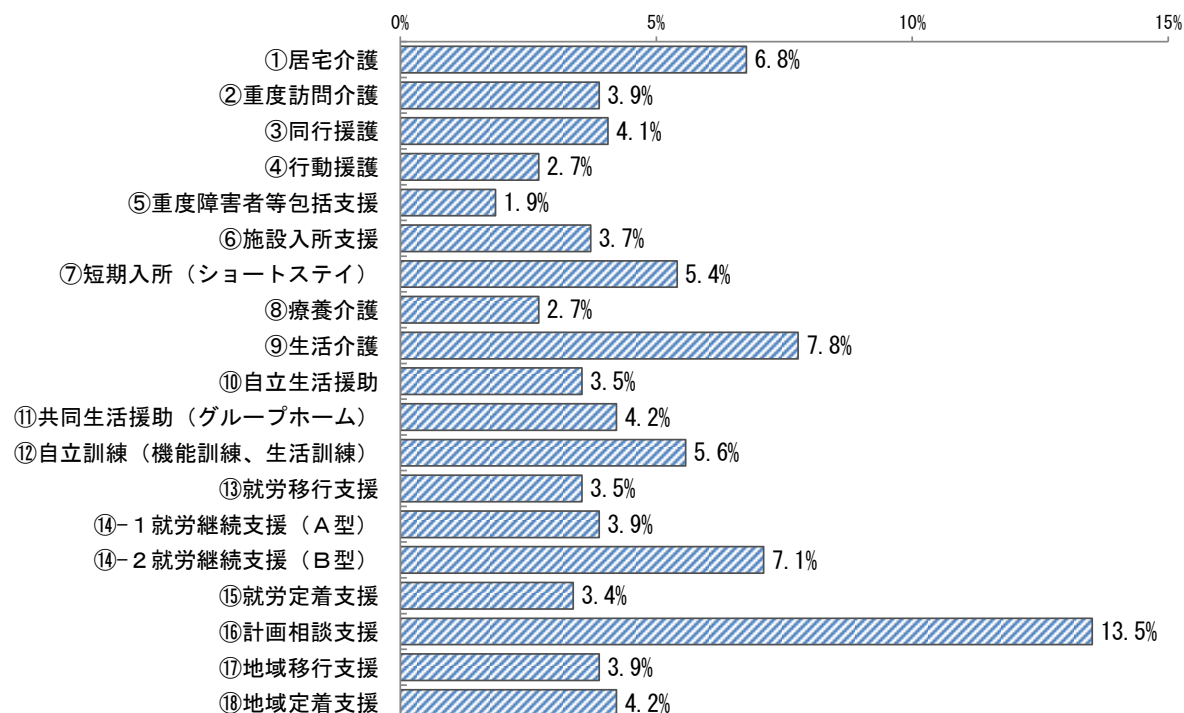


(6) 障害福祉サービス等の利用

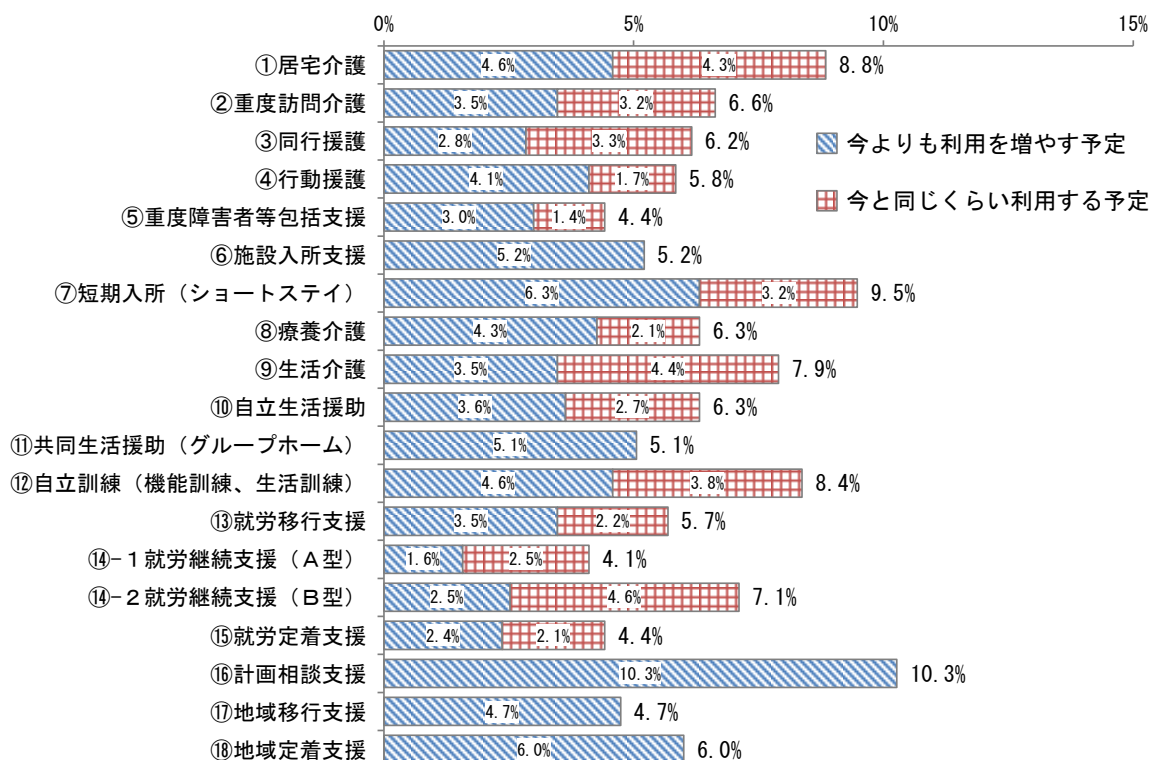
障害福祉サービス等の利用については、現在の利用（現在利用しているサービス）と今後の利用意向（今後3年間に利用予定がある/利用したいサービス）の両方で「⑯計画相談支援」が最も高くなっています。

現在の利用と今後の利用意向を比較すると、「⑦短期入所（ショートステイ）」で今後の利用意向が現在の利用を4.1ポイント上回っています。

■現在の利用（現在利用しているサービス）（n=633）



■今後の利用意向（今後3年間に利用予定がある/利用したいサービス）（n=633）



(7) 権利擁護について

差別を受けた経験の有無については、回答者全体で「ある」が8.2%、「少しある」が12.3%、「ない」が69.4%となっています。

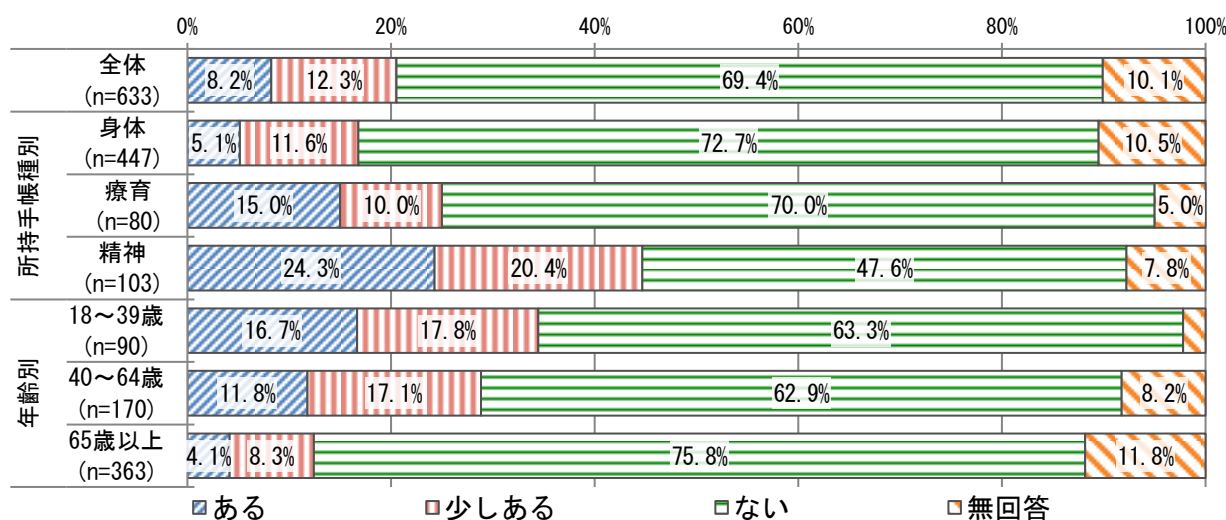
所持手帳別で見ると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「ある」が24.3%、「少しある」が20.4%と他の手帳種と比較して高くなっています。

差別を受けた場所は「外出先」が41.5%と最も高く、次いで「病院などの医療機関」が27.7%、「学校・仕事場」が26.2%となっています。(グラフ省略)

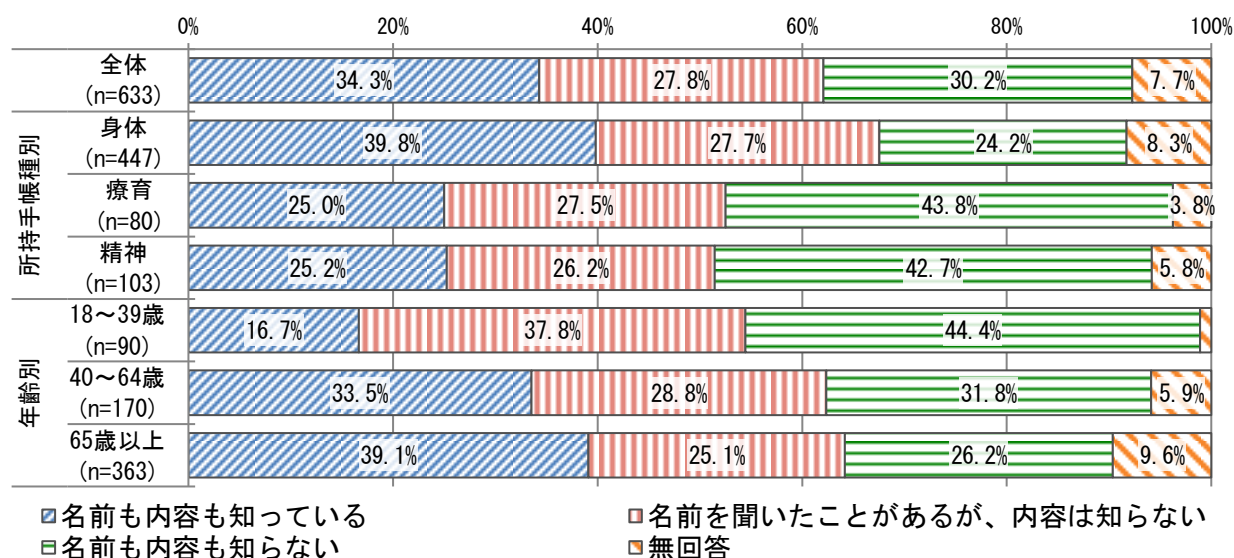
成年後見制度の認知度については、回答者全体で「名前も内容も知っている」が34.3%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.8%、「名前も内容も知らない」が30.2%となっています。

年齢別で見ると、年齢層が高いほど「名前も内容も知っている」の割合が高く、「名前も内容も知らない」の割合が低くなっています。

■差別を受けた経験の有無



■成年後見制度の認知度



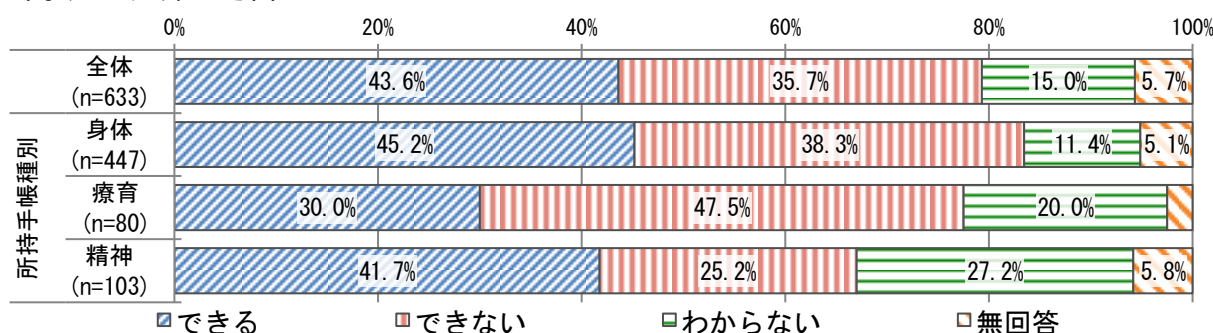
(8) 災害時の避難等について

単独での避難の可否については、回答者全体で「できる」が43.6%、「できない」が35.7%、「わからない」が15.0%となっています。

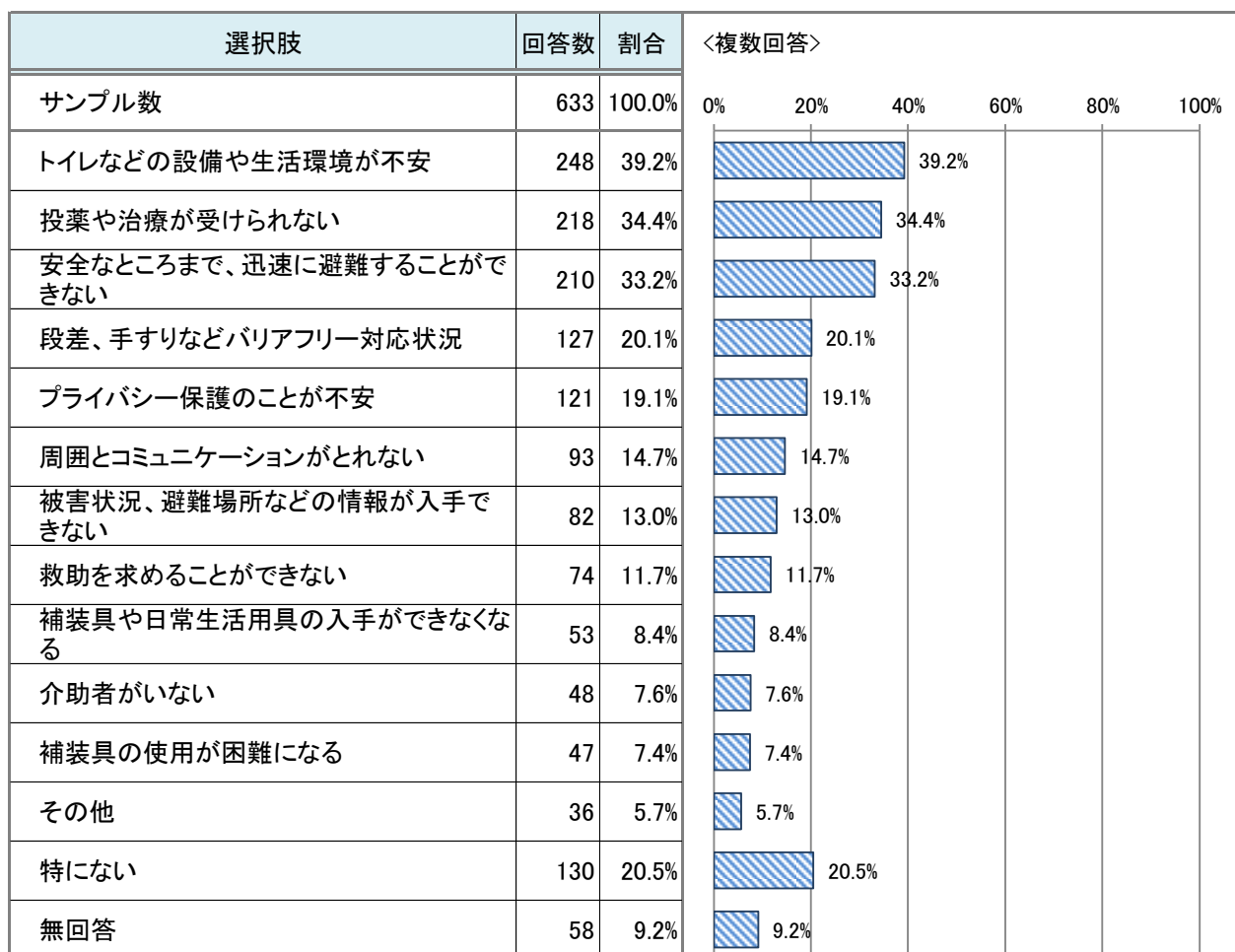
避難できない方の避難できない理由については、「支援者・介助者がいないと移動できない」が71.7%と最も高く、次いで「一人で判断や行動することが難しい」が54.4%、「避難についての情報が把握できない」が22.1%となっています。(グラフ省略)

災害時に困ることについては、「トイレなどの設備や生活環境が不安」が39.2%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」が34.4%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が33.2%となっています。

■単独での避難の可否



■災害時に困ることについて



(9) 障害やサービスに関する情報源について

障害やサービスに関する情報源としては、「新聞記事、テレビのニュース、本など」が33.8%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が30.5%、「行政機関の広報誌」が25.8%となっています。

行政や障害福祉サービス事業所関連としては、「行政機関の広報誌」が25.8%と選択肢全体の3位になっている他、「サービス事業所の方や施設職員」が15.3%、「行政機関の相談窓口」が9.0%となっています。

サービス利用について困っていることについては、「特に困っていることはない」が44.9%と最も高く、次いで「サービスに関する情報が少ない・入手しにくい」が19.0%、「サービス利用のための申請や手続きが大変である」が13.0%となっています。(グラフ省略)

■障害やサービスに関する情報源

選択肢	回答数	割合	<複数回答>
サンプル数	633	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
新聞記事、テレビのニュース、本など	214	33.8%	33.8%
家族や親せき、友人・知人	193	30.5%	30.5%
行政機関の広報誌	163	25.8%	25.8%
かかりつけの医師や看護師	150	23.7%	23.7%
インターネット	112	17.7%	17.7%
サービス事業所の方や施設職員	97	15.3%	15.3%
病院のソーシャルワーカーや介護保険のケアマネージャー	82	13.0%	13.0%
行政機関の相談窓口	57	9.0%	9.0%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	31	4.9%	4.9%
民生委員・児童委員	21	3.3%	3.3%
障がい者団体や家族会(団体の機関誌など)	20	3.2%	3.2%
基幹相談支援センター	16	2.5%	2.5%
通園施設や学校の先生	4	0.6%	0.6%
その他	26	4.1%	4.1%
無回答	61	9.6%	9.6%

(10) 本市の障がい者福祉施策について

現在困っていることについては、回答者全体で「身体の状態について」が39.8%と最も高く、次いで「老後について」が28.9%、「生活費について」が28.0%となっています。

所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「生活費について」が62.1%と特に高くなっています。

障がい者の社会参加促進のために必要なことについては、「障がい者でも利用しやすい施設・設備が整っていること」が34.1%と最も高く、次いで「特にない」が29.2%、「周囲が障がいに対する理解があること」が28.8%となっています。

障がい者にとって暮らしよいまちづくりのために必要なことについては、回答者全体で「相談体制の充実」が39.8%と最も高く、次いで「行政からの情報提供の充実」が35.4%、「保健・医療・福祉の在宅サービスの充実」が32.7%となっています。

所持手帳別でみると、全ての手帳種で「相談体制の充実」が最も高くなっています。

■現在困っていること

	全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者
1位	身体の状態について 39.8%	身体の状態について 43.8	親の老後や、親がいなくなった後のことについて 52.5%	生活費について 62.1%
2位	老後について 28.9%	老後について 27.1%	生活費について 30.0%	老後について 49.5%
3位	生活費について 28.0%	生活費について 21.5%	就職・仕事について 21.3%	親の老後や、親がいなくなった後のことについて 46.6%
特にない	22.4%	25.3%	21.3%	6.8%

■障がい者の社会参加促進のために必要なこと

	全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者
1位	障がい者でも利用しやすい施設・設備が整っていること 34.1%	障がい者でも利用しやすい施設・設備が整っていること 35.8%	障がい者でも利用しやすい施設・設備が整っていること 38.8%	周囲が障がいに対する理解があること 48.5%
2位	周囲が障がいに対する理解があること 28.8%	周囲が障がいに対する理解があること 25.1%	周囲が障がいに対する理解があること 36.3%	障がい者でも利用しやすい施設・設備が整っていること 31.1%
3位	会場などの場所に通える手段があること 22.0%	会場などの場所に通える手段があること 20.8%	会場などの場所に通える手段があること 28.8%	会場などの場所に通える手段があること 29.1%
特にない	29.2%	29.3%	25.0%	26.2%

■障がい者にとって暮らしよいまちづくりのために必要なこと

	全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者
1位	相談体制の充実 39.8%	相談体制の充実 38.7%	相談体制の充実 42.5%	相談体制の充実 47.6%
2位	行政からの情報提供の充実 35.4%	行政からの情報提供の充実 36.2%	差別や偏見をなくす教育や広報活動の充実 40.0%	差別や偏見をなくす教育や広報活動の充実 40.8%
3位	保健・医療・福祉の在宅サービスの充実 32.7%	保健・医療・福祉の在宅サービスの充実 34.5%	行政からの情報提供の充実 32.5%	行政からの情報提供の充実 34.0%
特にない	11.8%	11.0%	12.5%	11.7%

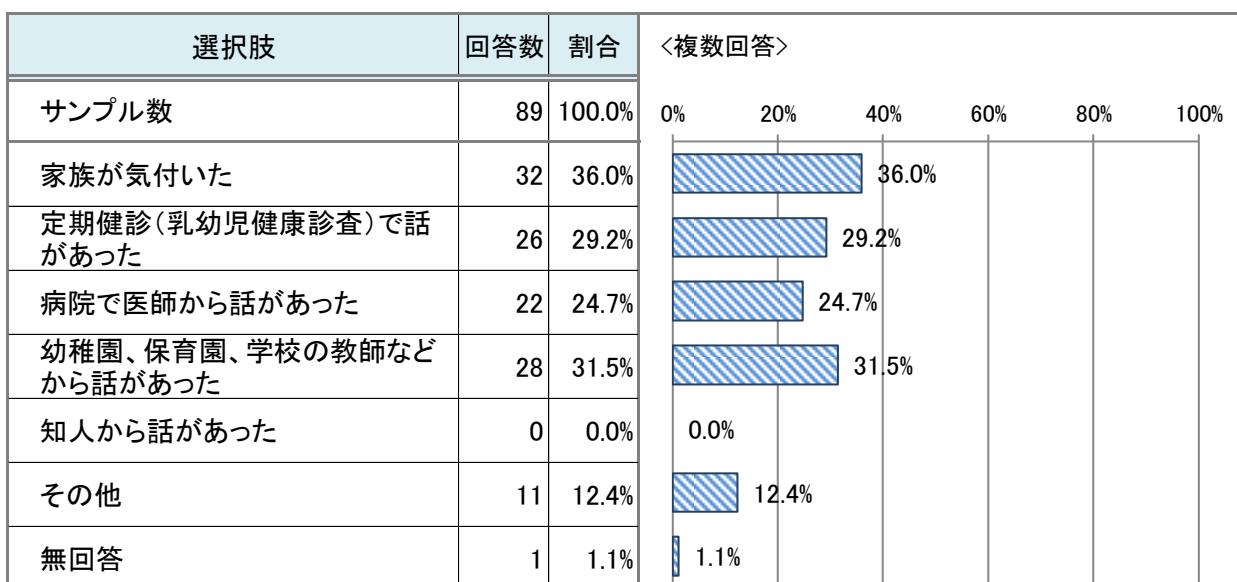
2 児童向け調査結果

(1) 障害の状態等について

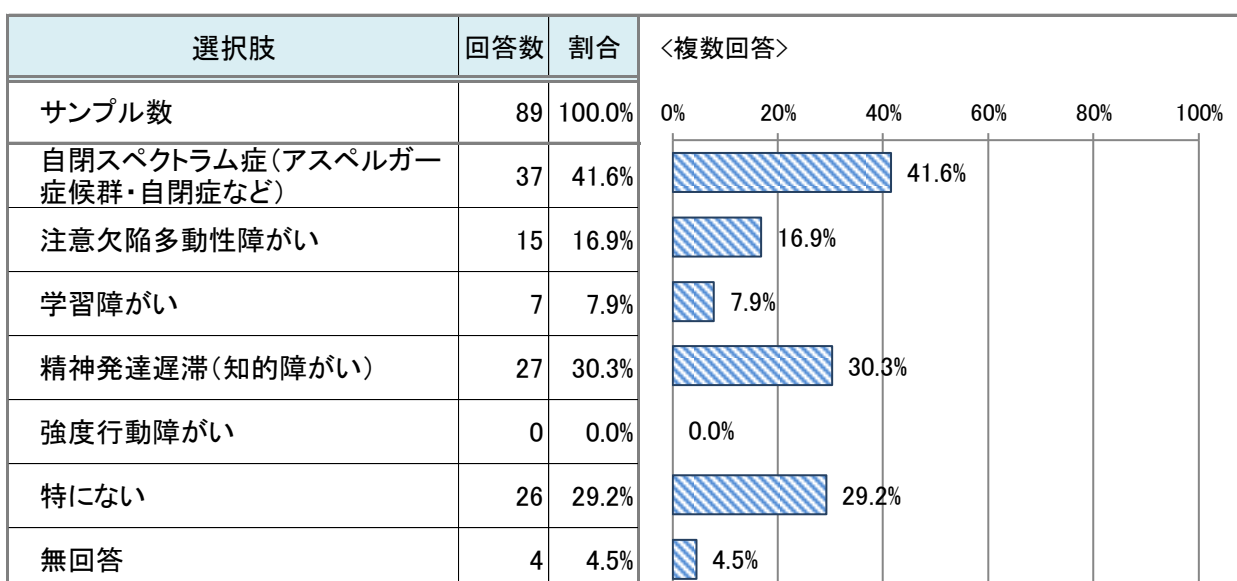
調査対象児童（以下「児童」）の障害がわかった（診断を受けた）きっかけについては、「家族が気付いた」が36.0%と最も高く、次いで「幼稚園、保育園、学校の教師などから話があった」が31.5%、「定期健診（乳幼児健康診査）で話があった」が29.2%となっています。

各種障害の診断の有無については、「自閉スペクトラム症（アスペルガー症候群・自閉症など）」が41.6%と最も高く、次いで「精神発達遅滞（知的障がい）」が30.3%、「特にない」が29.2%となっています。

■調査対象児童の障害がわかった（診断を受けた）きっかけ



■各種障害の診断の有無



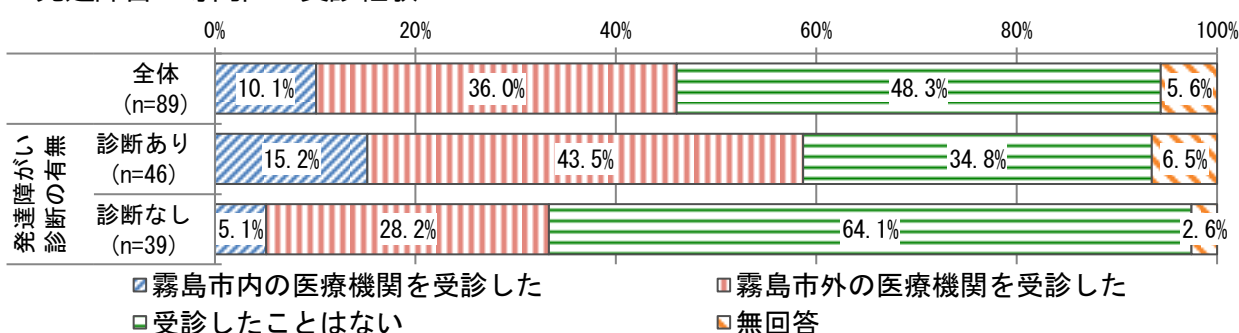
(2) 医療等の状況について

発達障害の専門医の受診経験については、回答者全体で「霧島市内の医療機関を受診した」が10.1%、「霧島市外の医療機関を受診した」が36.0%、「受診したことはない」が48.3%となっています。

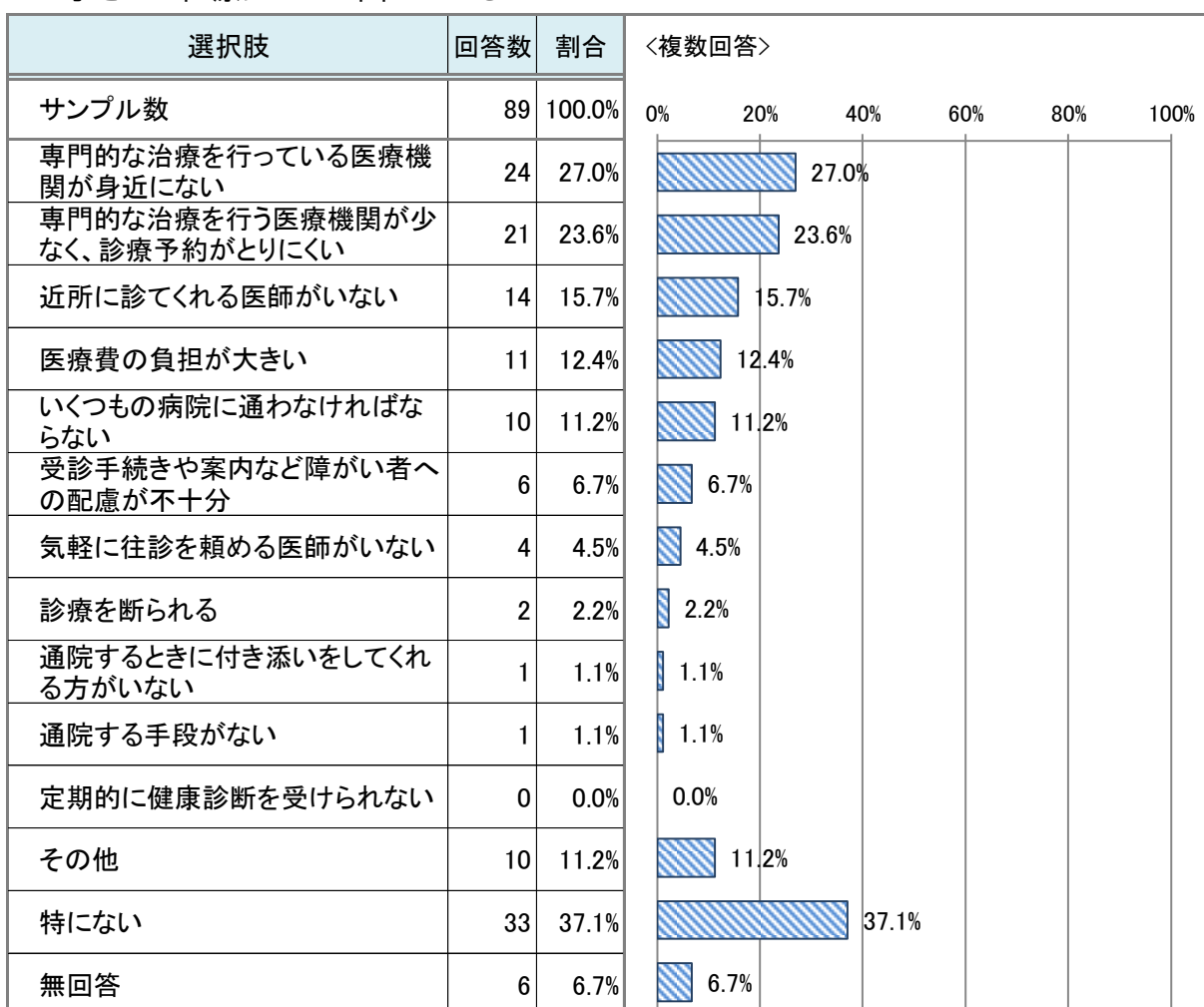
「霧島市内の医療機関を受診した」と回答した方の具体的な自治体名（記述回答）については、「始良市」が10件と最も高く、「鹿屋市」が4件、「鹿児島市」が2件となっています。

お子さまの医療について困っていることについては、「特にない」が37.1%と最も高く、次いで「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」が27.0%、「専門的な治療を行う医療機関が少なく、診療予約がとりにくい」が23.6%となっています。

■発達障害の専門医の受診経験



■お子さまの医療について困っていること



(3) 家族の状況について

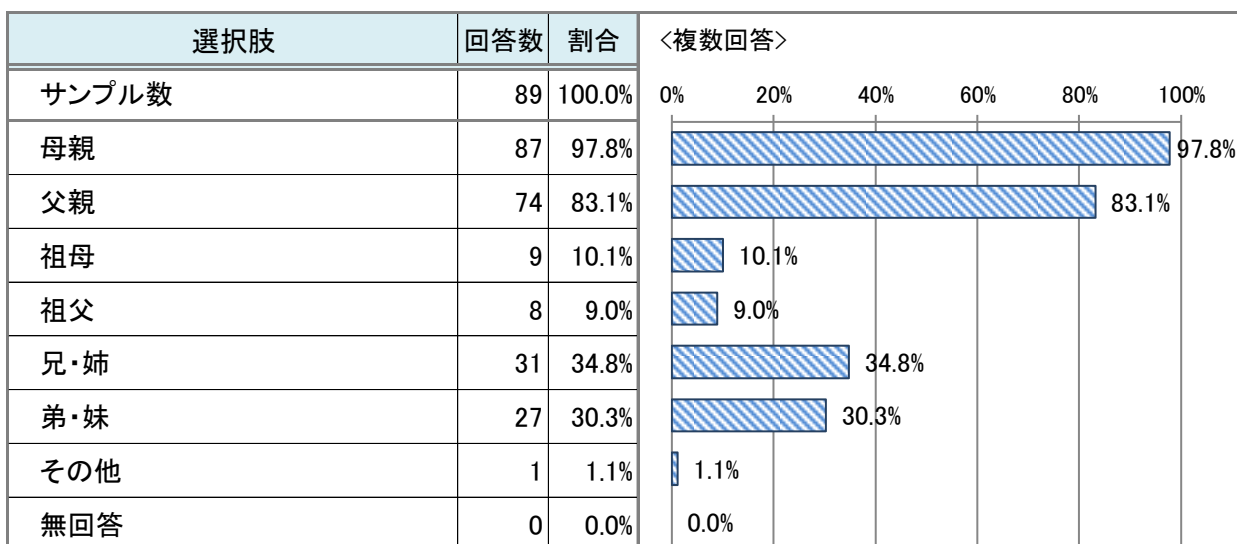
児童と同居している家族については、「母親」が97.8%と最も高く、次いで「父親」が83.1%、「兄・姉」が34.8%となっています。

同居している家族の就労状況については、母親の63.6%、父親の98.6%が何らかの形で就労しています。

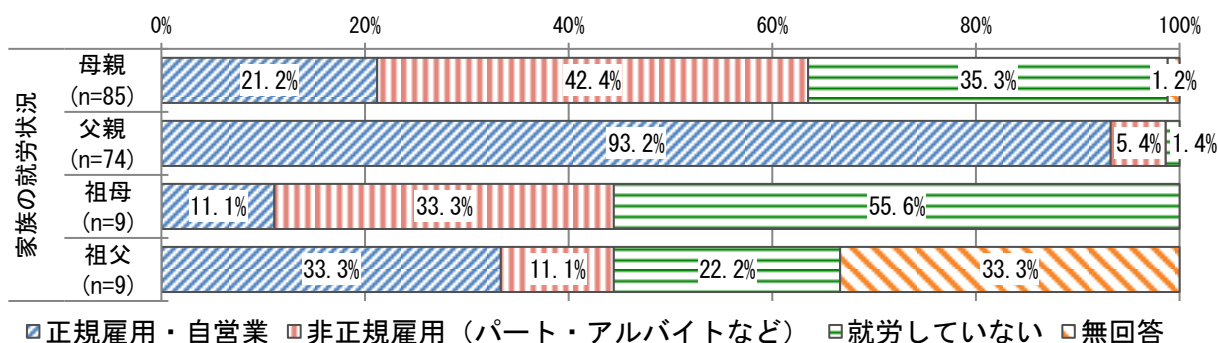
きょうだい（兄、姉、弟、妹）がいる世帯の、きょうだいへの対応について困ることについては、「我慢をさせてしまっている」と「親亡き後に、きょうだいに負担がかかってしまわないか心配」が51.0%と最も高く、次いで「十分に時間をかけることができない」が34.7%、「特にない」が20.4%となっています。（グラフ省略）

保護者自身が悩んでいることについては、お子さまや他の家族のことが53.9%と最も高く、次いで「就職や仕事のこと」と「経済的なこと」と「あなたや家族の将来の生活設計のこと」が40.4%となっています。（グラフ省略）

■児童と同居している家族



■同居している家族の就労状況



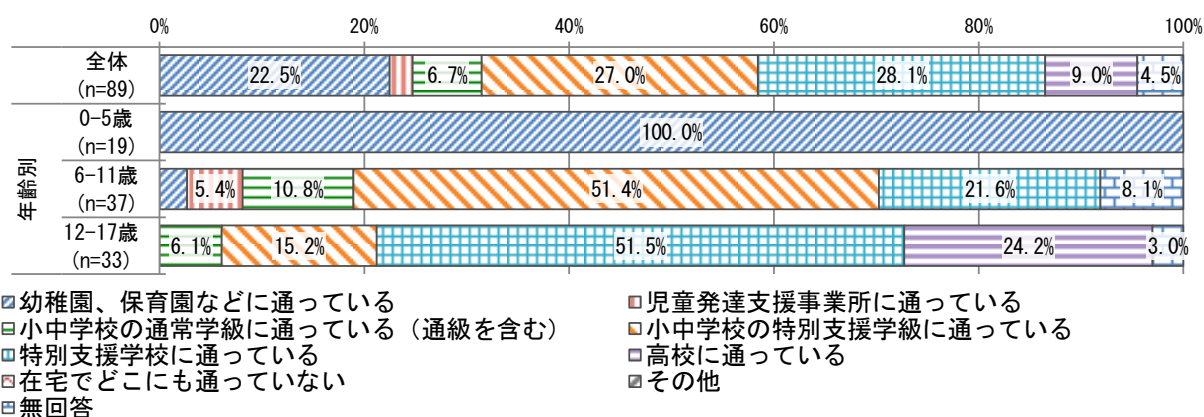
(4) 日中の過ごし方や教育・保育の状況について

児童の日中の過ごし方については、回答者全体で「特別支援学校に通っている」が28.1%と最も高く、次いで「小中学校の特別支援学級に通っている」が27.0%、「幼稚園、保育園などに通っている」が22.5%となっています。

児童が現在通っている幼稚園・保育園などや学校で更に充実させるべきことについては、「障がいに対応できる十分な人数の職員配置」が38.2%と最も高く、次いで「先生、生徒たちの障がいへの理解や配慮」が37.1%、「友達との関係づくりへの配慮」が31.5%となっています。

年齢別で見ると、6-11歳で「授業などの学習指導」と「障がいに対応できる専門的（医療的ケアを含む）」な職員の配置」が、12-17歳で「進学、就労などの進路指導」が、それぞれ他の年齢層と比較して高くなっています。（グラフ省略）

■児童の日中の過ごし方



■児童が現在通っている幼稚園・保育園などや学校で更に充実させるべきこと

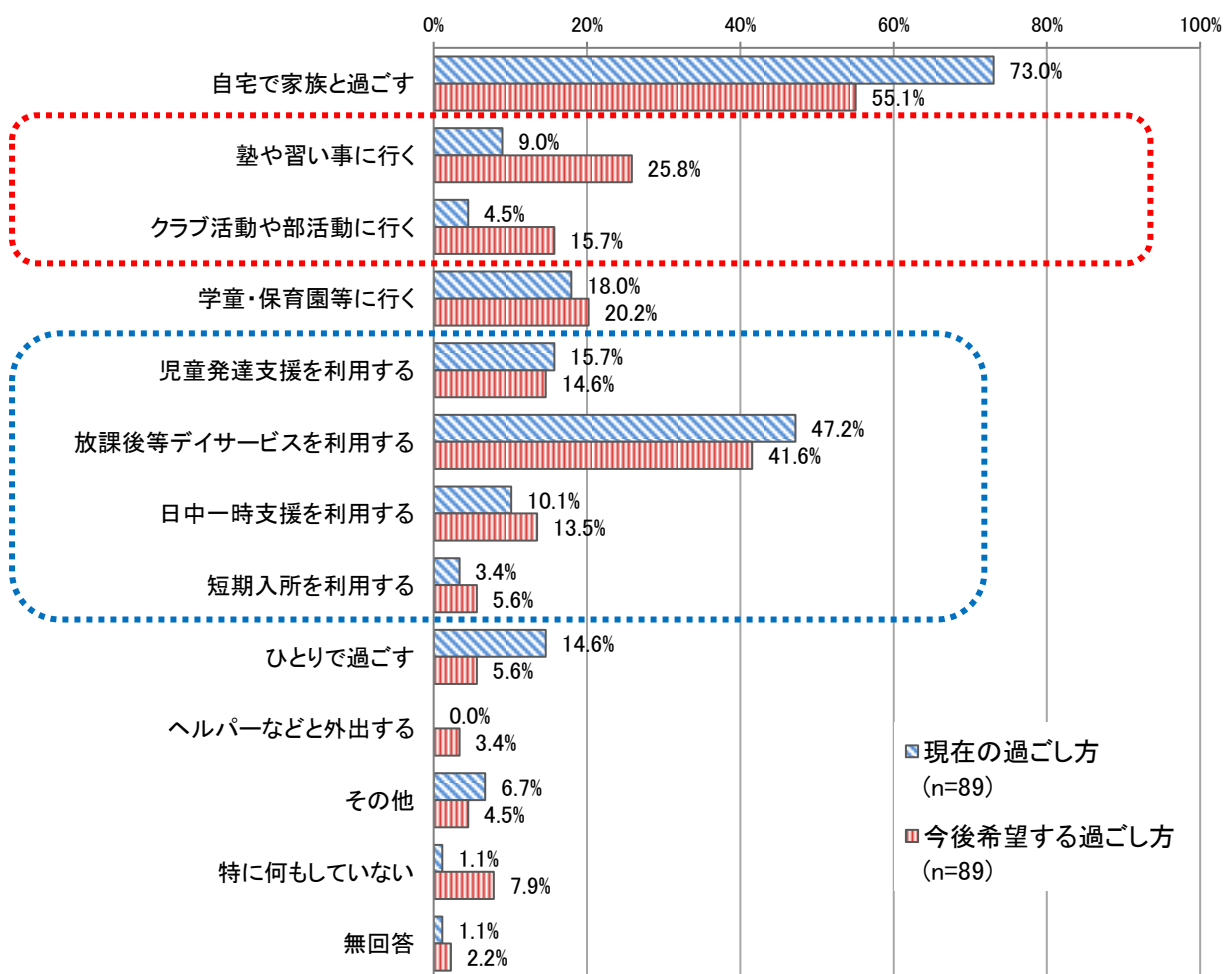
選択肢	回答数	割合	<複数回答>
サンプル数	89	100.0%	
障がいに対応できる十分な人数の職員配置	34	38.2%	38.2%
先生、生徒たちの障がいへの理解や配慮	33	37.1%	37.1%
友達との関係づくりへの配慮	28	31.5%	31.5%
障がいに対応できる専門的(医療的ケアを含む)な職員の配置	26	29.2%	29.2%
授業などの学習指導	25	28.1%	28.1%
進学、就労などの進路指導	20	22.5%	22.5%
生活に対する支援	15	16.9%	16.9%
障がいに対応した施設や設備への改修	15	16.9%	16.9%
クラブ、部活動などの課外活動	8	9.0%	9.0%
ヘルパーによる通園・通学時の介助	7	7.9%	7.9%
スクールバスによる通園・通学の支援	4	4.5%	4.5%
その他	2	2.2%	2.2%
特にない	16	18.0%	18.0%
無回答	4	4.5%	4.5%

通園後・放課後や長期休暇中の過ごし方の比較については、現在の過ごし方と今後希望する過ごし方の両方で「自宅で家族と過ごす」が最も高くなっています。

現在の過ごし方と希望する過ごし方の差についてみると、「塾や習い事に行く」で 16.8 ポイント、「クラブ活動や部活動に行く」で 11.2 ポイント、希望する過ごし方が上回っています。(グラフ赤点線枠内)

また、障害児通所支援等についてみると、児童発達支援と放課後等デイサービスで今後希望する過ごし方が現在の過ごし方を下回り、日中一時支援と短期入所で上回っています。(グラフ青点線枠内)

■通園後・放課後や長期休暇中の過ごし方の比較



(5) 障害児通所支援等の利用について

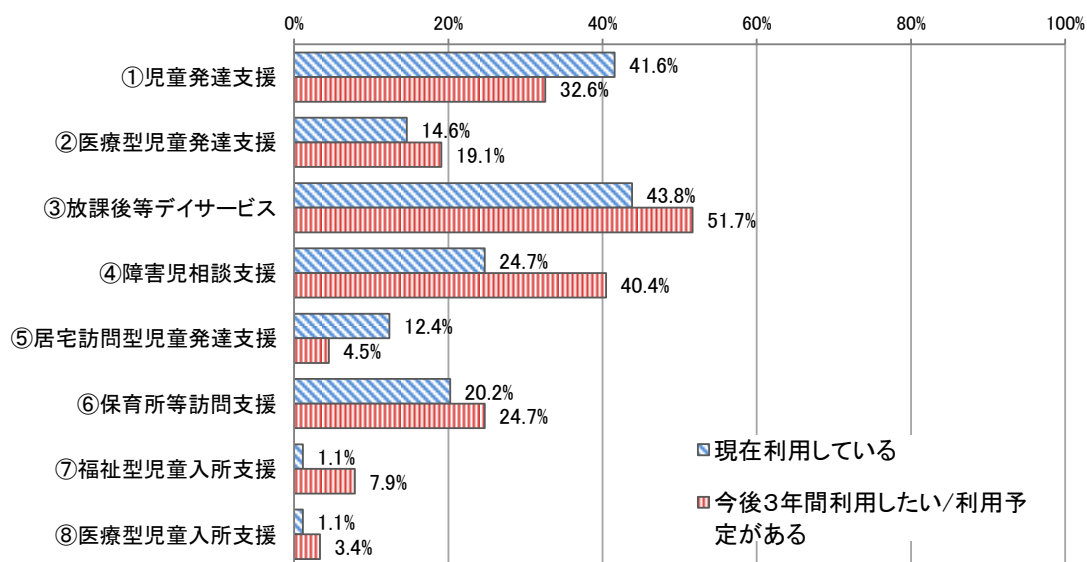
障害児通所支援等の現在の利用と今後3年間の利用意向についてみると、現在の利用と今後3年間の利用意向の両方で「③放課後等デイサービス」が最も高くなっています。

現在の利用と今後の利用意向の差についてみると、「①児童発達支援」と「居宅訪問型児童発達支援」で今後の利用意向が現在の利用よりも7～9ポイント下回っています。

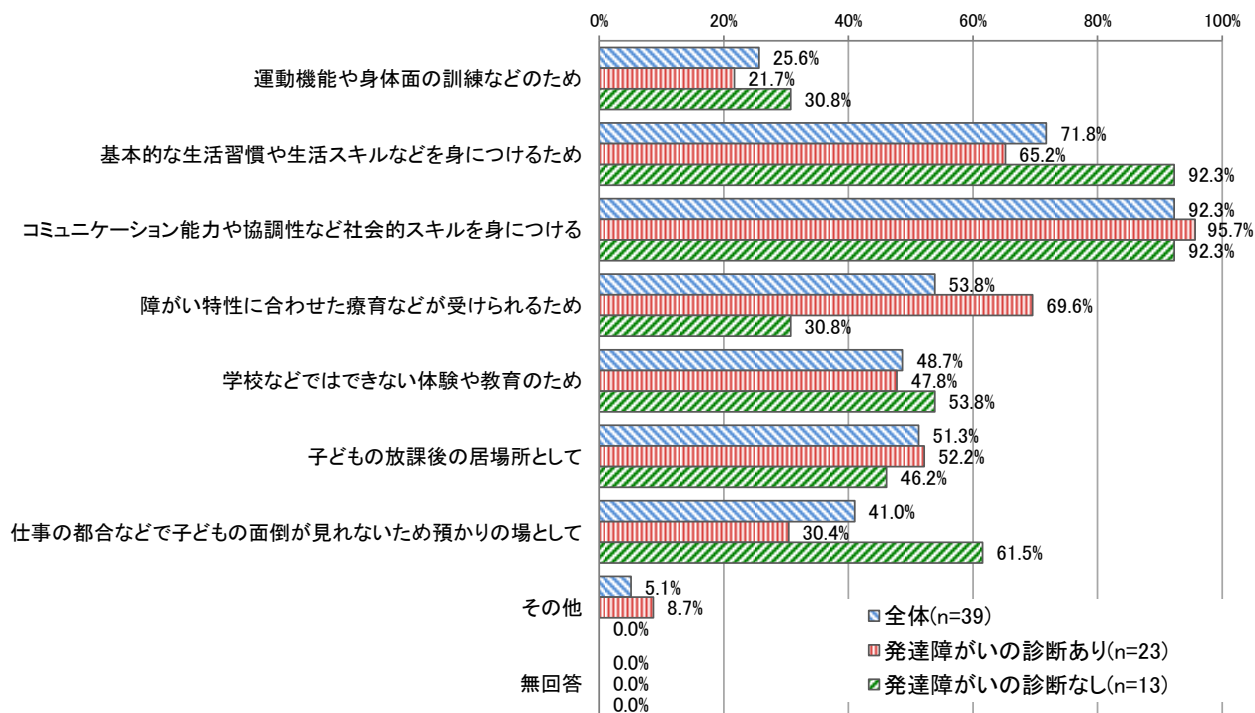
また、「④障害児相談支援」で利用意向が現在の利用を15.7ポイント上回っています。

放課後等デイサービスを利用する理由については、回答者全体で「コミュニケーション能力や協調性など社会的スキルを身につける」が92.3%と最も高く、次いで「基本的な生活習慣や生活スキルなどを身につけるため」が71.8%、「障がい特性に合わせた療育などが受けられるため」が53.8%となっています。

■障害児通所支援等の利用



■放課後等デイサービスを利用する理由(放課後等デイサービス利用者のみ)



(6) 権利擁護について

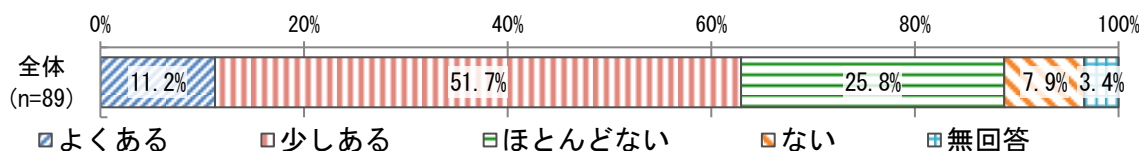
① 差別を受けたり嫌な思いをした経験

児童のことで差別を受けたり、嫌な思いをした経験の有無については、「よくある」が11.2%、「少しある」が51.7%、「ほとんどない」が25.8%、「ない」が7.9%となっています。

経験した場所については、「園や学校」が67.9%と最も高く、次いで「買い物やレジャーなどの外出先」が33.9%、「病院などの医療機関」と「住んでいる地域」と「仕事を探すとき」が12.5%となっています。(グラフ省略)

その内容については、「障害を理由に施設やサービスなどを利用することや関わることを断られた」が17.9%、「障害への配慮が欠けるため、障害がない方と同じような情報や必要なサービスなどの提供が受けられなかった」が16.1%、「差別的な言動を受けた」が57.1%、「その他」が23.2%となっています。(グラフ省略)

■児童のことで差別を受けたり、嫌な思いをした経験の有無



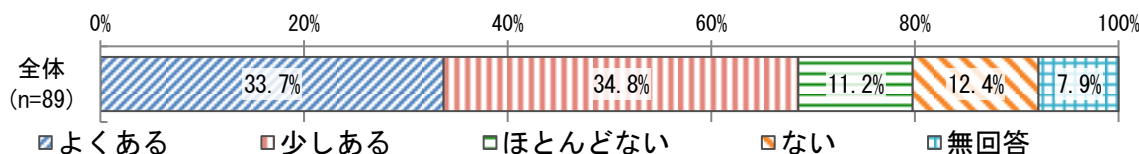
② 児童に対する配慮で、良かったことや嬉しかった経験

児童に対する配慮で、良かったことや嬉しかった経験の有無については、「よくある」が33.7%、「少しある」が34.8%、「ほとんどない」が11.2%、「ない」が12.4%となっています。

経験した場所については、「園や学校」が85.2%と最も高く、次いで「病院などの医療機関」が39.3%、「職場」が26.2%となっています。(グラフ省略)

その内容については、「困っているときに声をかけてくれた」が54.1%と最も高く、次いで「障害の特性について正しく理解してくれた」が52.5%、「障害の有無に関わらず同様の対応をしてくれた」が44.3%となっています。(グラフ省略)

■児童に対する配慮で、良かったことや嬉しかった経験の有無



(7) 障がい児福祉施策について

児童の事で悩んでいることについては、「お子さんの将来の生活設計について」が 68.5%と最も高く、次いで「対人関係等コミュニケーションについて」が 57.3%、「親亡き後について」が 52.8%となっています。

年齢別でみると、0-5歳で「就園・就学について」が、6-11歳と12-17歳で「お子さんの将来の生活設計について」が、それぞれ最も高くなっています。

■児童のことで悩んでいること

選択肢	回答数	割合	<複数回答>
サンプル数	89	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
お子さんの将来の生活設計について	61	68.5%	68.5%
対人関係等コミュニケーションについて	51	57.3%	57.3%
親亡き後について	47	52.8%	52.8%
精神面での発達について	39	43.8%	43.8%
学習面について	36	40.4%	40.4%
社会参加・地域参加について	32	36.0%	36.0%
経済的なことについて	31	34.8%	34.8%
言語発達について	30	33.7%	33.7%
園生活・学校生活について	30	33.7%	33.7%
就園・就学について	24	27.0%	27.0%
多動や衝動性等の行動について	21	23.6%	23.6%
健康・医療について	17	19.1%	19.1%
運動面での発達について	16	18.0%	18.0%
通園時・通学時の移動手段について	11	12.4%	12.4%
身体面での発達について	11	12.4%	12.4%
リハビリテーションについて	6	6.7%	6.7%
その他	5	5.6%	5.6%
特に悩んでいることや心配なことはない	0	0.0%	0.0%
無回答	0	0.0%	0.0%

	0-5歳	6-11歳	12-17歳
1位	就園・就学について 63.2%	お子さんの将来の生活設計について 73.0%	お子さんの将来の生活設計について 84.8%
2位	園生活・学校生活について 対人関係等コミュニケーションにつ いて	対人関係等コミュニケーションにつ いて 70.3%	親亡き後について 60.6%
3位	52.6% (同順)	親亡き後について 56.8%	対人関係等コミュニケーションにつ いて 45.5%

3 事業所調査結果

(1) サービスの利用ニーズについて

従来の利用者のサービスのニーズについては、「変わらない」が 62.6%と最も高く、次いで「減っている」が 16.2%、「増えている」が 10.1%となっています。

増えたという回答と減ったという回答を比較すると、『増えている（※1）』が 11.1%、『減っている（※2）』が 17.2%となっており、『減っている』が 6.1ポイント上回っています。

新規利用者のサービスのニーズについては、「変わらない」が 46.5%と最も高く、次いで「増えている」が 24.2%、「減っている」が 13.1%となっています。

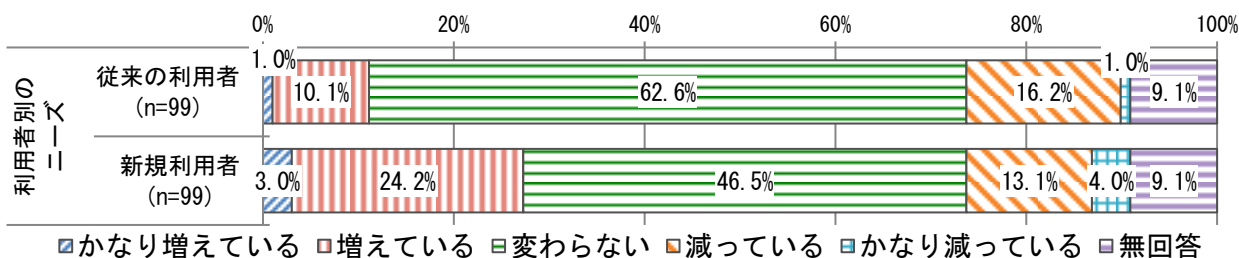
増えたという回答と減ったという回答を比較すると、『増えている』が 27.2%、『減っている』が 17.1%となっており、『増えている』が 10.1ポイント上回っています。

従来の利用者と新規利用希望者の利用希望を比較すると、新規利用者のニーズが増加しています。

※1 『増えている』:「かなり増えている」と「増えている」の合計

※2 『減っている』:「かなり減っている」と「減っている」の合計

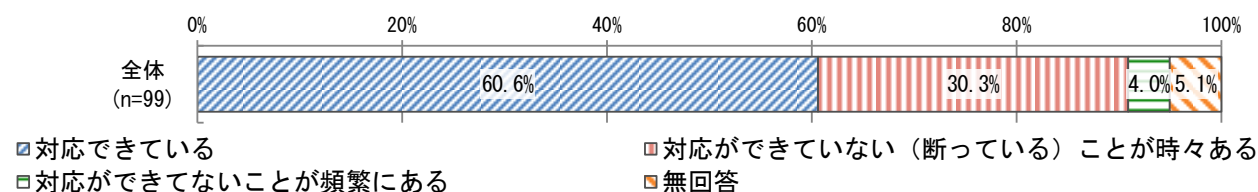
■サービスのニーズの増減



サービス利用希望への対応については、「対応できている」が 60.6%、「対応ができていない（断っている）ことが時々ある」が 30.3%、「対応ができていないことが頻繁にある」が 4.0%となっています。

対応ができていない場合のその理由（記述回答）については、「人員不足」、「定員に達している」を挙げる事業所が多く見られます。

■サービス利用希望への対応



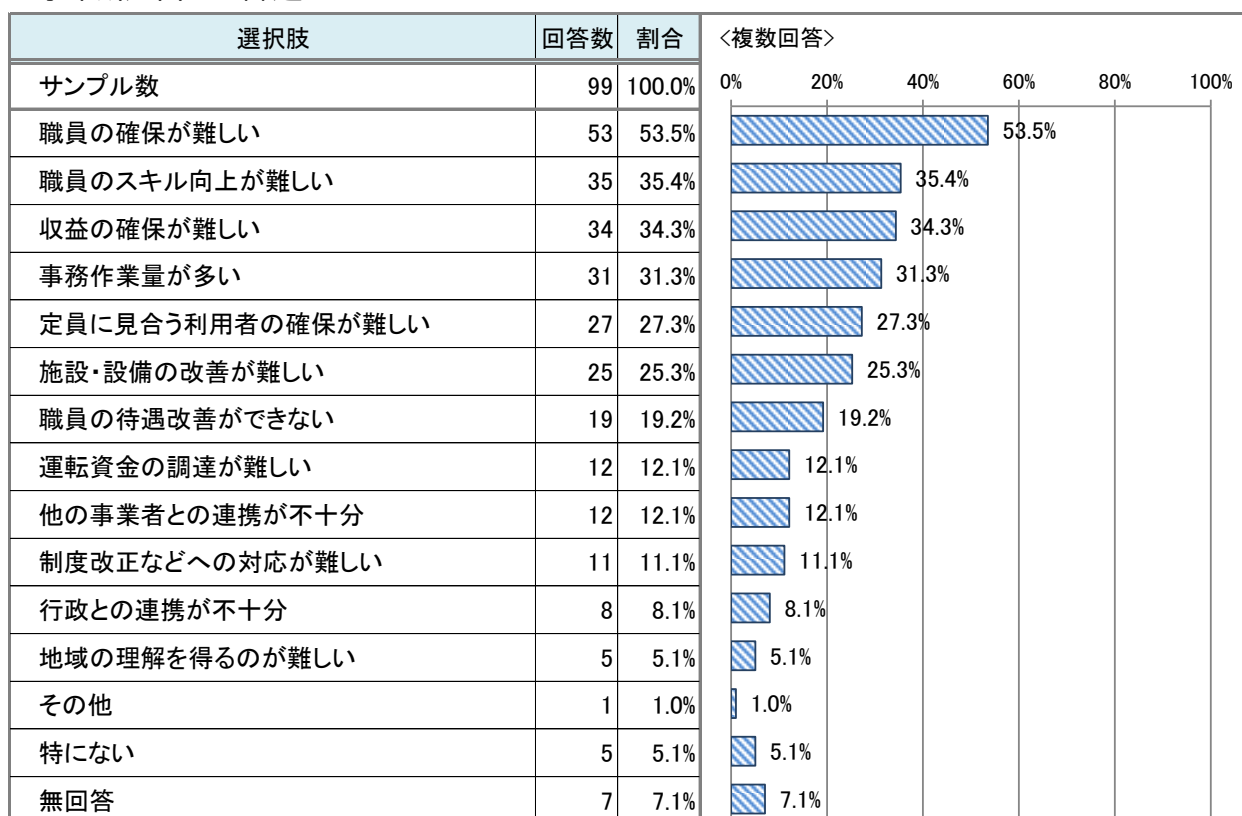
(2) 事業所運営やサービス提供上の課題について

事業所運営上の課題については、「職員の確保が難しい」が53.5%と最も高く、次いで「職員のスキル向上が難しい」が35.4%、「収益の確保が難しい」が34.3%となっています。

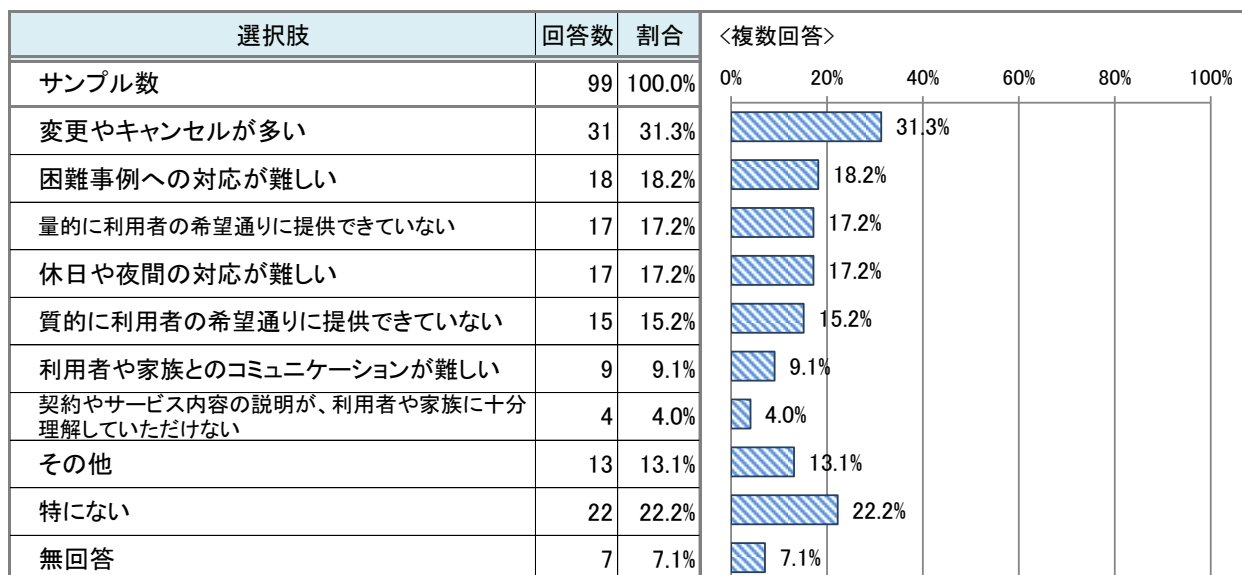
サービス提供上の課題については、「変更やキャンセルが多い」が31.3%と最も高く、次いで「特にない」が22.2%、「困難事例への対応が難しい」が18.2%となっています。

行政に支援してほしいこと（記述回答）としては、「職員の確保」を挙げる事業所が多く見られます。また、主に児童を支援する事業所からは、家族への支援や療育に対する学校・保育所等の理解推進や連携支援を求める意見も見られます。

■事業所運営上の課題



■サービス提供上の課題

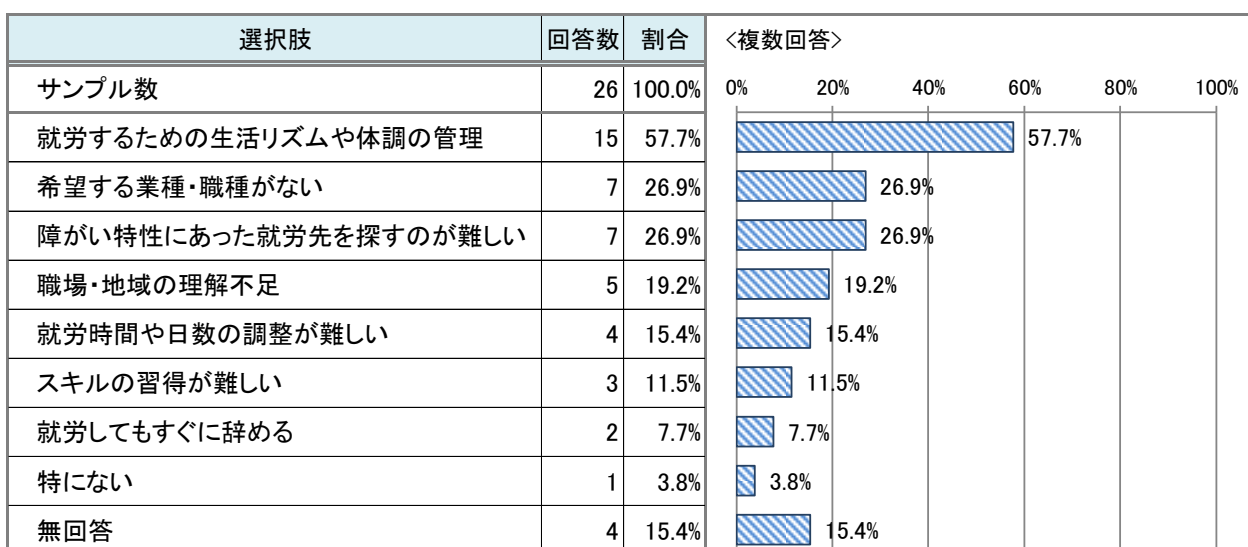


(3) 障がい者の地域活動について

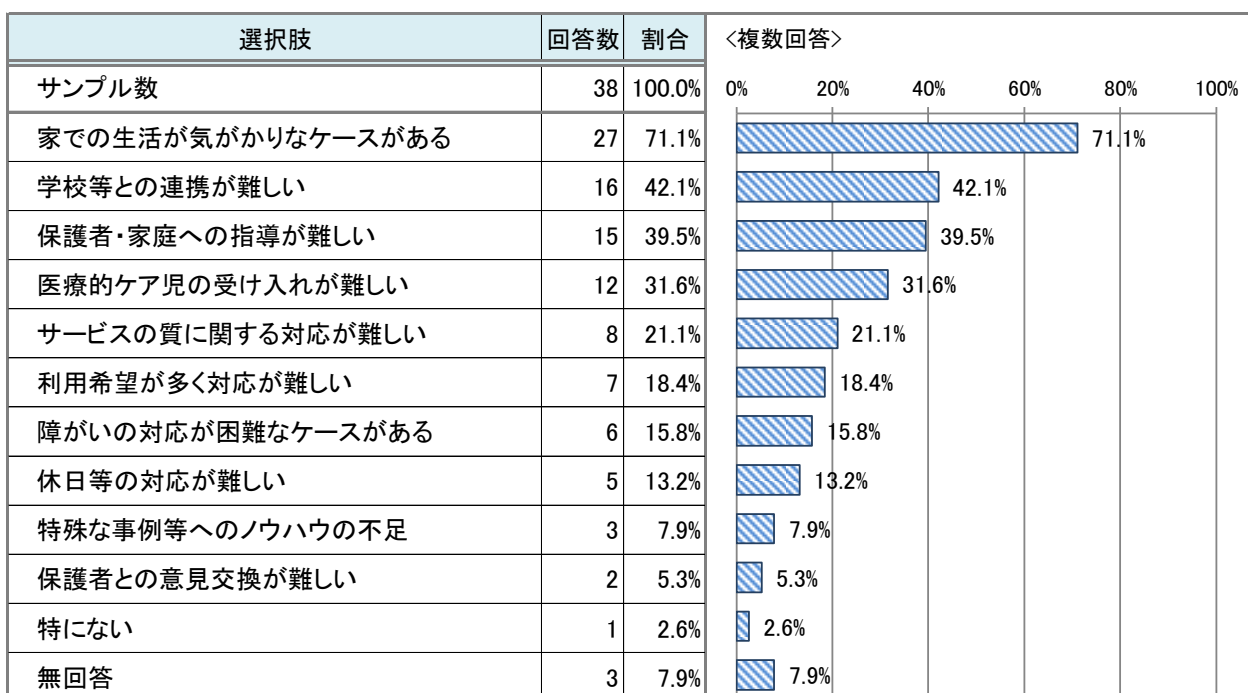
障がい者の安定・継続的な就労上の課題については、「就労するための生活リズムや体調の管理」が57.7%と最も高く、次いで「希望する業種・職種がない」と「障がい特性にあった就労先を探すのが難しい」が26.9%、「職場・地域の理解不足」が19.2%となっています。

発達支援、療育・教育提供上の課題については、「家での生活が気がかりなケースがある」が71.1%と最も高く、次いで「学校等との連携が難しい」が42.1%、「保護者・家庭への指導が難しい」が39.5%となっています。

■障がい者の安定・継続的な就労上の課題(就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)事業所のみ)



■発達支援、療育・教育提供上の課題(児童発達支援、放課後等デイサービス実施事業所のみ)

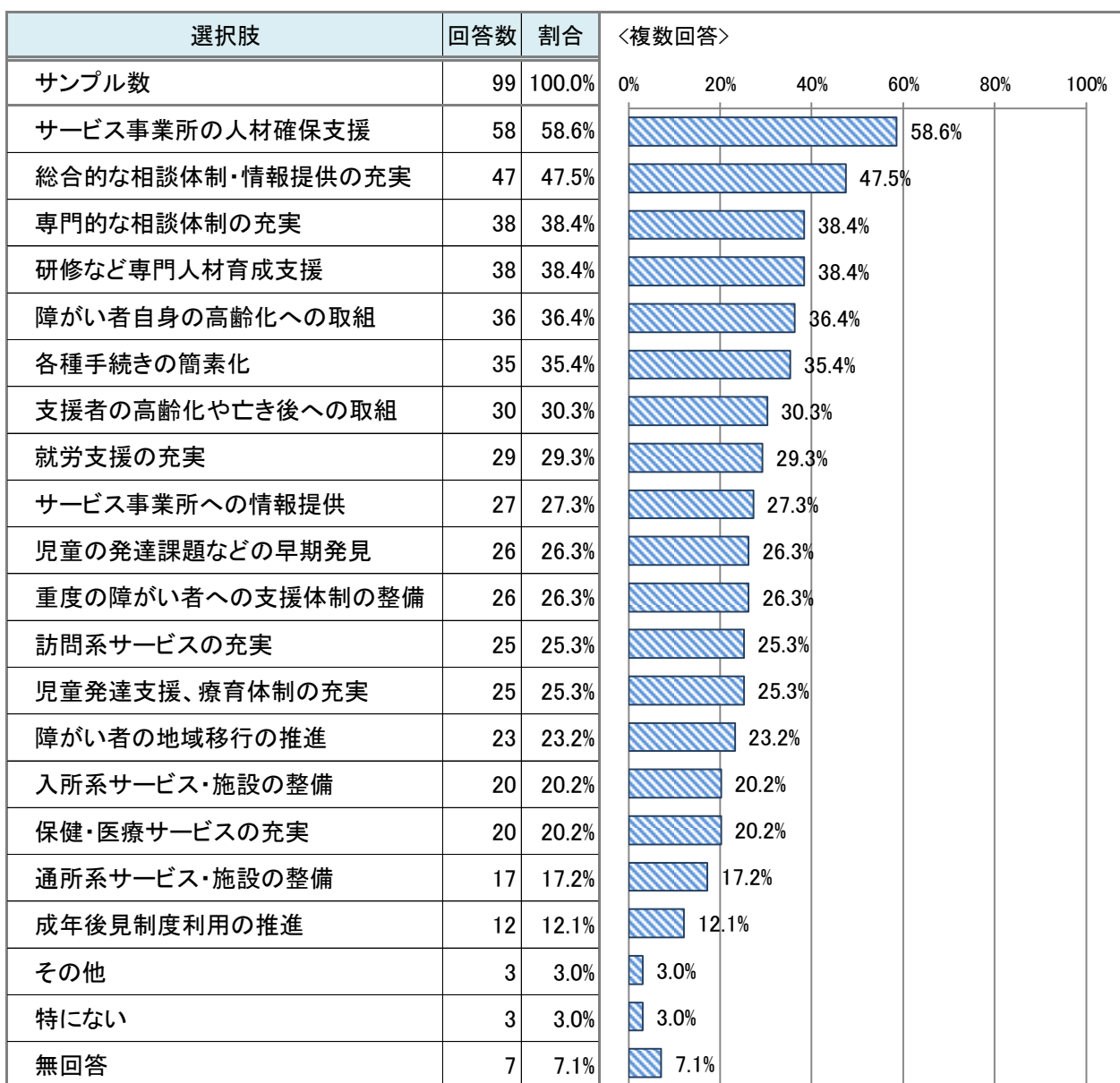


(4) 本市の障害福祉サービス等の充実について

本市の障害福祉サービス等の充実に関する施策として必要なことについては、「サービス事業所の人材確保支援」が58.6%と最も高く、次いで「総合的な相談体制・情報提供の充実」が47.5%、「専門的な相談体制の充実」と「研修など専門人材育成支援」が38.4%となっています。

本市で障がい者が地域に定着し社会に参加するために必要なことについては、「地域生活を支える福祉サービスの充実」が56.6%と最も高く、次いで「住居・生活の場の確保」が51.5%、「地域住民の理解の推進」が49.5%となっています。(グラフ省略)

■本市の障害福祉サービス等の充実に関する施策として必要なこと



第3章 前期計画期間の実施状況

第1節 障害福祉サービス等の実績

1 訪問系サービス

居宅介護及び同行援護、行動援護は計画値を上回って推移している年度もありますが、利用ニーズに対し適切にサービスを提供しています。

重度訪問介護は、第6期計画期間を通して2人が利用されています。

重度障害者等包括支援は、実際のサービス利用はありませんでしたが、利用希望があった場合に円滑に対応できるよう1～2人を計上し、サービスの提供体制の確保に努めました。

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
居宅介護	時間/月	1,200	1,199	1,200	1,039	1,200	1,210
	人/月	100	131	100	114	100	119
重度訪問介護	時間/月	960	693	960	830	1,120	830
	人/月	5	2	5	2	6	2
同行援護	時間/月	150	199	160	202	170	232
	人/月	16	24	17	26	18	26
行動援護	時間/月	50	45	50	18	50	26
	人/月	5	6	5	6	5	4
重度障害者等 包括支援	時間/月	260	0	260	0	260	0
	人/月	1	0	1	0	1	0

2 日中活動系サービス

新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えのため、複数のサービスで利用実績が計画値を下回って推移しています。

就労移行支援及び就労継続支援（A型）は、計画期間中に事業所が廃止となったため、令和4年度以降の利用実績が減少しています。

就労継続支援（B型）は、令和5年度に事業所が新設されたため、利用実績が増加しています。

療養介護は、利用実績が計画値を大きく上回って推移しています。

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活介護	人日/月	6,600	4,158	6,800	4,148	7,000	4,148
	人/月	400	364	410	368	420	370
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	40	23	40	18	40	16
	人/月	2	3	2	3	2	4
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	180	142	200	141	220	244
	人/月	16	21	18	21	20	22
就労移行支援	人日/月	700	324	750	234	800	169
	人/月	40	57	45	46	50	46
就労継続支援 (A型)	人日/月	1,800	1,287	2,100	1,299	2,400	1,292
	人/月	100	143	115	132	130	132
就労継続支援 (B型)	人日/月	6,900	5,371	7,800	5,767	8,600	6,250
	人/月	400	522	450	566	500	612
就労定着支援	人/月	11	12	13	14	15	12
療養介護	人/月	45	54	45	55	45	56
短期入所 (福祉型)	人日/月	370	350	400	331	430	325
	人/月	60	65	65	63	70	67
短期入所 (医療型)	人日/月	50	31	50	29	50	28
	人/月	6	6	6	6	6	6

3 居住系サービス

自立生活援助は、実際のサービス利用はありませんでしたが、利用希望があった場合に円滑に対応できるよう1～2人を計上し、サービスの提供体制の確保に努めました。

共同生活援助（グループホーム）は、障がい者の地域生活の場としてのニーズが高く、利用実績が計画値を大きく上回って推移しています。令和5年度は事業所が新設され、令和4年度以前と比較して実績が増加しています。

施設入所支援は、令和2年度に一時的に利用者が減少したことから計画値を140～150人と見込みましたが、第6期計画期間は令和元年度と同程度の水準である180人台で推移しています。

（平成30年度～令和元年度 180人台 令和2年度 154人）

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自立生活援助	人/月	1	0	1	0	2	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	190	256	195	268	200	303
施設入所支援	人/月	150	189	145	186	140	187

4 相談支援

相談支援は、各種サービスの利用ニーズの増加に伴い、計画値を上回って推移しています。

地域移行支援は、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加や第5期計画期間の利用実績から利用増を見込みましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により地域移行を希望する障がい者が少なく、計画値を下回って推移しています。

地域定着支援は、実際のサービス利用はありませんでしたが、利用希望があった場合に円滑に対応できるよう1～2人を計上し、サービスの提供体制の確保に努めました。

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援	人/月	190	250	195	250	200	241
地域移行支援	人/月	5	3	5	1	10	1
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	2	0

第2節 障害児通所支援等の利用実績

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、早期療育の重要性から1人あたりの利用日数が計画値を大きく上回って推移しています。

医療型児童発達支援は、第2期計画期間は個別の計画値を見込んでおらず、実際の利用もありませんでした。

障害児相談支援は各サービス等の利用ニーズの増加に伴い、増加傾向で推移しています。

保育所等訪問支援は、保育所等での障がい児等の受け入れの増加に伴い、利用者数が増加傾向で推移しています。サービスの性質上、1人あたりの利用日数は幅があるものの利用ニーズに対し適切にサービスを提供しています。

居宅訪問型児童発達支援は、実際のサービス利用はありませんでしたが、利用希望があった場合に円滑に対応できるよう2人を計上し、サービスの提供体制の確保に努めました。

種類	単位	第2期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	人日/月	2,700	4,961	2,850	5,604	3,000	6,423
	人/月	540	504	570	545	600	562
医療型 児童発達支援	人日/月		0		0		0
	人/月		0		0		0
放課後等 デイサービス	人日/月	5,000	7,939	4,800	8,354	4,600	9,050
	人/月	830	752	830	789	830	820
障害児相談支援	人/月	330	284	360	303	390	332
保育所等訪問支援	人日/月	180	189	190	140	200	165
	人/月	90	98	95	95	100	112
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	4	0	4	0	4	0
	人/月	2	0	2	0	2	0

第3節 障がい者等に関する課題のまとめ

【障がい福祉サービス全般に関する事項】

- 障害手帳所持者の総数は微減、身体障害者手帳所持者は減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しており、ニーズや抱える課題の多様化が予想されます。今後は障害の多様化に対し適切なサービスを提供できる提供基盤の整備が重要となります。
- 事業所調査において、事業所運営上の課題として「職員の確保が難しい」が最も多く挙げられていることや、サービス利用希望に対応できない場合がある理由として「人員不足」が挙げられており、人材確保に苦慮している状況がうかがえます。安定したサービスの提供のために、人材確保に関する支援が重要となります。
- 新規利用希望の相談が増えていることや、計画相談支援及び障害児相談支援の利用実績の増加等からサービスの利用ニーズが高まっていることがうかがえます。一方で事業所からはサービス提供上の課題として「変更やキャンセルが多い」といった意見が出されていることから、サービスを利用する側に対して過度な変更やキャンセルを防ぐための啓発等が求められます。

【就労に関する事項】

- 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）は利用者数が計画値を上回っていることから、第7期計画期間においては適切な量の見込みと提供体制の確保が重要となります。
- 障がい者調査において、18～64歳の障がい者の約3割が日中の過ごし方について「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」と回答しています。障がい者の就労支援として必要なことについては、職場や上司、同僚の障がい理解が上位となっています。また事業所調査からは障がい者の継続的な就労のために「就労するための生活リズムや体調の管理」が課題となるという意見が出されていることから、障がい者の就労のために、職場側の理解と、就労生活のための継続的なサポート体制、障害特性に合わせた柔軟な働き方等が求められます。
- 18歳未満や18～64歳の療育手帳所持者が増加していることから、今後、知的障がい者の就労や日中活動、住居に関する支援が重要となります。

【権利擁護に関する事項】

- 障がい者向け調査では、精神障がい者は、差別を受けた経験がある人の割合が他の手帳と比較して高くなっています。また、障がい者の社会参加促進のために必要なこととして、「周囲が障がいに対する理解があること」、「差別や偏見をなくす教育や広報活動の充実」を挙げる精神障がい者が多く見られることから、精神障がい者が差別されることなく安心して地域で生活できるよう、差別解消のための周知・啓発が求められます。

- 障がい者向け調査では、成年後見制度について「名前も内容も知っている」が34.3%となっており、年齢層が高いほど「名前も内容も知っている」の割合が高くなっています。
- 児童向け調査では、12-17歳の児童の保護者は子どもの将来設計や親亡き後について特に悩んでいるという回答が得られています。
- 今後、市全体の高齢化に伴い、「親亡き後」の問題が顕在化すると予想されることから、権利擁護が必要な障がい者やその家族に対して、成年後見制度をはじめとする各種制度についての周知と利用支援がより一層重要となります。

【障がい児に関する事項】

- 障害児通所受給者証所持者や18歳未満の障害者手帳所持者は増加傾向にあることや、障害について家族が気付くことが多いことから、保護者の障害への理解や関心が高まっている状況がうかがえます。引き続き、障害や療育に関する正しい情報や公的な相談窓口の周知に努めることで、早期療育につなげることが重要となります。
- 児童向け調査から、発達障害の専門医の受診経験については、「霧島市内の医療機関を受診した」が10.1%、「霧島市外の医療機関を受診した」が36.0%と、多くが市外の医療機関を受診しています。また、児童の医療について困っていることとして「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」が最も高くなっており、身近な地域で発達障害等の診断や専門的な医療を受けられる医療基盤の整備が求められています。
- 放課後等デイサービスの1人あたり利用日数が計画値を大きく上回って推移しています。また、児童向け調査では、障害児通所支援等の現在の利用と今後3年間の利用意向の両方で「放課後等デイサービス」が最も高く、利用ニーズが高いことがうかがえます。
- 放課後等デイサービスを利用する理由としては「コミュニケーション能力や協調性など社会的スキルを身につける」が約9割、次いで「基本的な生活習慣や生活スキルなどを身につけるため」が約7割となっており、社会性や生活力を養うことを期待していることがうかがえます。一方で、「子どもの放課後の居場所として」が約5割、「仕事の都合などで子どもの面倒が見れないため預かりの場として」が約4割となっていることから、放課後等デイサービスの事業目的に沿った適切な利用の推奨も重要となります。
- 事業所調査において、発達支援や療育・教育の提供上の課題として「家での生活が気がかりなケースがある」が約7割と高いことや、行政にしてほしいこととして家族への支援を求める意見が出されており、障がい児のみならずその家族や家庭生活の把握と支援が重要であると考えられます。

第4章 計画の基本理念

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、市町村障害福祉計画等に係る基本的理念を定めることが望ましいとされています。

本市では第2次霧島市障がい者計画において、障害の有無にかかわらず、全ての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる社会の実現を目指すべき姿として、「住み慣れた場所で、安心して暮らし、共にたすけあうまちづくり」を基本理念として定め、各施策を推進しています。

この目指す姿は、第二次霧島市総合計画における障がい者福祉関連の施策分野「共生する地域社会の実現」や、国が基本指針において掲げる基本理念の一つである「地域共生社会の実現に向けた取組」とも共通するものであります。

以上のことから、第7期霧島市障害福祉計画・第3期霧島市障がい児福祉計画の基本理念を、第2次霧島市障がい者計画と共通する「住み慣れた場所で、安心して暮らし、共にたすけあうまちづくり」と定め、障がい者計画、障害福祉計画、障がい児福祉計画の3つの計画を一つの目的に向かって連動させ、障害福祉サービス等の整備や包括的な支援体制の整備を推進し、障害の有無にかかわらず、支え合いながら共に生きる社会の実現を目指します。

**住み慣れた場所で、安心して暮らし、
共にたすけあうまちづくり**

第5章 障害福祉計画

第1節 成果目標

国の第7期障害福祉計画策定に関する基本指針では、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画等において必要なサービスの提供体制の確保に係る目標として、成果目標及び活動指標を設定すべき事項を示しています。

本市では、国の基本指針に示された内容、これまでの計画の進捗状況や障害福祉に関するアンケート結果等を踏まえ、以下のとおり設定しました。

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	
○	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
○	令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【市の成果目標】

	基準値	目標値
地域移行者数	令和4年度末施設入所者数 187人	令和8年度末までの地域移行者数 12人（6.4%移行）
施設入所者数		令和8年度 施設入所者数 177人（10人 5.3%削減）

【成果目標設定の考え方】

○本市の令和4年度末の施設入所者数 187 人を基準に、国の基本指針に基づき、令和8年度末までの地域移行者数を 12 人（6.4%移行）、令和8年度末時点の施設入所者数を 177 人（10 人 5.3%削減）することを目標としました。

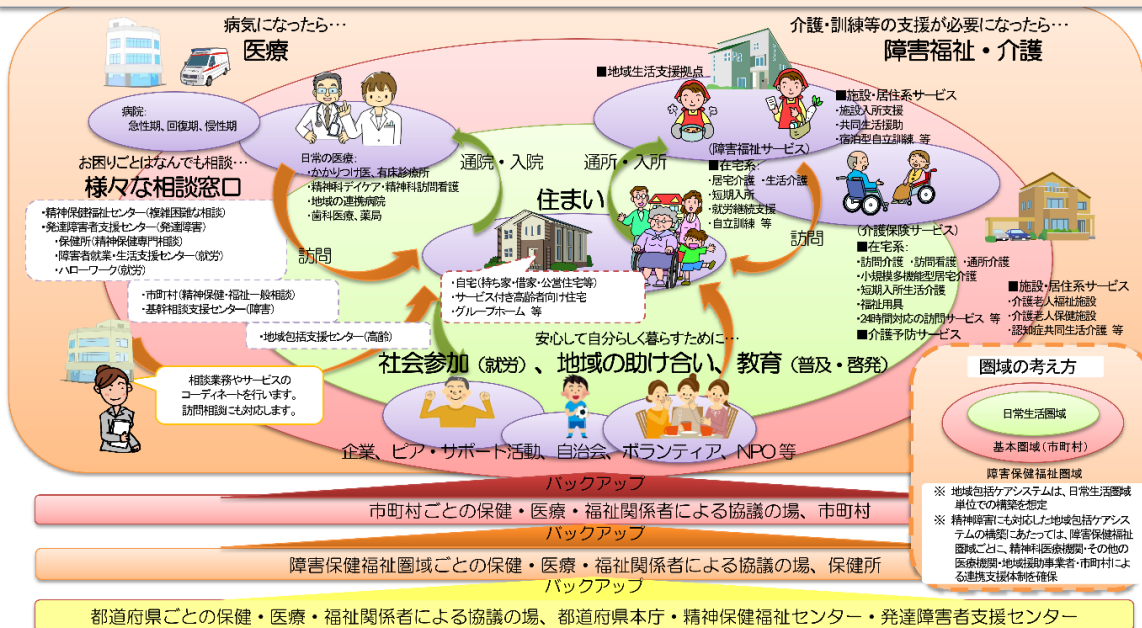
成果目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる。そのため、基本指針に基づき活動指標を明確にし、取組を積極的に推進することが必要である。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○精神障害者が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



出典：厚生労働省

本項目については、国は市町村に対しては成果目標の設定は求めてはいないものの、活動指標を定め、各項の取組を積極的に推進することが必要であるとしています。本市では、国の基本指針に基づき、活動指標を以下のとおり決めました。

【市の活動指標】

活動指標① 精神障がい者の地域生活に関する指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助	106人	119人	134人
精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練 (生活訓練)	16人	16人	16人

【活動指標設定の考え方】

- 地域移行支援については、第6期の障がい者全体の利用実績と、現在、精神障がい者の地域移行支援について事業所からの相談があることを踏まえ、各年度1人を設定しました。
- 地域定着支援については、第6期計画期間において利用実績はないものの、利用相談があった場合に適切にサービスを提供できるよう各年度1人を設定しました。
- 精神障がい者の共同生活援助については、令和4年度のサービス実績のうち、精神障害者保健福祉手帳所持者の人数を基に、今後の共同生活援助の利用の伸びを勘案して設定しました。
- 精神障がい者の自立生活援助については、精神障がい者の地域移行を推進する国の方針を踏まえ各年度1人を設定しました。
- 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）については、令和4年度のサービス実績のうち、精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者の人数から設定しました。
- 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、サービスの適切な提供と関係者等との連携による精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

■参考 活動指標に係る実績

	令和3年度実績	令和4年度実績
精神障がい者の共同生活援助	主に精神が理由：94人 精神的理由がある：106人	主に精神が理由：109人 精神的理由がある：166人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	主に精神が理由：13人 精神的理由がある：16人	主に精神が理由：14人 精神的理由がある：16人

活動指標② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場に関する活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	11人	11人	11人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	2回	2回	2回

【活動指標設定の考え方】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健、医療及び福祉関係者による協議の場として、障害者自立支援協議会精神保健福祉専門部会を年6回実施します。
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数については、障害者自立支援協議会精神保健福祉専門部会における各分野からの参加人数から人数を設定しました。関係者の分野の内訳については、保健1人、医療4人、福祉6人となっています。

- 精神保健福祉専門部会において、介護、当事者、家族等の参加はありませんが、障害者自立支援協議会において必要に応じて当事者等の参加及び意見の聴取等を行っています。
- 現在、保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数については、障害者自立支援協議会において、年初に目標設定、年度末に報告・評価を行っていることから、第7期においても年2回と設定します。

成果目標 3 地域生活支援の充実

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ○令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。 ○令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。 ※新規

【市の成果目標】

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・面的整備により「相談」を2事業所、「緊急時の受入れ・対応」を2事業所でそれぞれ実施 ・機能の拡充を図る ・霧島市障害者自立支援協議会において年1回運用状況の検証・検討を行う
地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・今後検討
強度行動障害を有する者への支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・今後検討

【成果目標の考え方】

- 地域生活支援拠点等については、現在、面的整備により「相談」、「緊急時の受入れ・対応」を各2箇所の事業所で実施していますが、地域生活支援拠点が備えるべきとされている「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能のうち、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」が実施されていません。今後は、地域生活支援拠点等の機能の充実を図り、国の定める5つの機能を満たすことを目標とします。併せて、年1回運用状況等を把握し、障害者自立支援協議会において検証及び検討を行います。
- 地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置及び強度行動障害を有する者への支援体制の整備については、地域生活支援拠点等の5つの機能の充足を優先することとし、今後検討に努めます。

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 令和 8 年度の福祉施設から一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和 3 年度の一般就労の 1.31 倍以上とすることを基本とする。更に、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援 A 型事業は、令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業は、令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.28 倍以上を目指すこととする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
- 更に、就労定着支援事業の就労定着率（過去 6 年間において就労定着支援の利用を修了した者のうち、42 か月以上 78 か月未満就労している・就労していた者の割合）については、就労定着支援事業のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。

【市の成果目標】

		基準値	目標値
		令和 3 年度	令和 8 年度
福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数（人）		6 人	8 人(1.33 倍)
内訳	①就労移行支援のみ（人）		4 人
	②就労継続支援 A 型のみ（人）		3 人
	③就労継続支援 B 型のみ（人）		1 人
就労定着支援事業の利用者数		12 人	17 人(1.42 倍)
一般就労移行率 5 割以上の就労移行支援事業所の割合		5 箇所	50%以上
就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所の割合		2 箇所	2 箇所(100%)

【成果目標の考え方】

- 福祉施設から一般就労への移行者数については、令和 3 年度実績の 6 人を基準とし、8 人（1.33 倍）を目標とします。また、その内訳については、各サービスからの移行実績を元に、それぞれ 4 人、3 人、1 人と見込みました
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度の実績及び現在の事業所数を基準とし、国の基本指針を基に目標を設定しました。

- 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合については、現在、本市内に就労定着支援事業所が2箇所あることから、この2箇所がともに就労定着率7割を達成することを目標とします。

成果目標 5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
<p>○令和8年度末までに各市町村又は圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。</p> <p>○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。 ※新規</p>

【市の成果目標】

成果目標① 基幹相談支援センターに関する成果目標

項目	目標
基幹相談支援センターの設置	設置済
基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化	以下のとおり基幹相談支援センターの指標を定め、指導・助言等を行い地域の相談支援体制の強化を図る。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 (件)	4件	4件	4件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 (件)	2件	2件	2件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 (回)	12回	12回	12回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数 (回)	12回	12回	12回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 (人)	0人	0人	1人

【成果目標の考え方】

- 本市においては、基幹相談支援センターは設置済みであることから、国の基本指針において定められた各項目について指標を定め、計画的に実施することにより地域の相談支援体制の強化を図ることとします。
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、相談支援事業所の人材育成の支援の件数については、現在の実施体制を基に成果目標を設定しました。
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組、個別事例の支援内容の検証の実施回数については、障害者自立支援協議会相談支援専門部会において年12回（月1回）実施していることから、今後もこの体制を維持することとして成果目標を設定しました。
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数については、現在配置されていないことから、今後配置に努めることとし、8年度までに1人の配置を目標とします。

成果目標② 協議会の体制確保

項目	目標
協議会の体制確保	以下のとおり自立支援協議会及び各部会に関する指標を定め、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）	全体会 2回 部会 12回	全体会 2回 部会 12回	全体会 2回 部会 12回
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数（箇所）	17箇所	17箇所	17箇所
協議会の専門部会の設置数（部会）	6部会	6部会	6部会
協議会の専門部会の実施回数（回）	年6回 (一部12回)	年6回 (一部12回)	年6回 (一部12回)

【成果目標の考え方】

- 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び相談支援事業所の参加事業者・機関数については、現在の障害者自立支援協議会の体制に基づき設定しました。
- 協議会の専門部会の設置数及びその実施回数については、現在の体制に基づき、設置数は6部会、実施回数は相談支援部会については年12回（月1回）、その他の部会については年6回（2か月に1回）とします。

成果目標 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針
○令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

【市の活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（人）	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
（共有する体制が有の場合） それに基づく実施回数（回）	全体会2回 (各部会においても適宜実施)	全体会2回 (各部会においても適宜実施)	全体会2回 (各部会においても適宜実施)

【活動指標の考え方】

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数研修の参加人数については、現在の派遣状況に基づき活動指標を設定しました。
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有回数については、年2回障害者自立支援協議会にて実施していることから、現在の体制に基づき活動指標を設定しました。

活動指標 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針

- 現状のペアレントトレーニング（※1）やペアレントプログラム（※2）等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者（支援者）の見込みを設定する。
- 現状のペアレントメンター（※3）養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

- ※1 子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを旨とする。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切に関わることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待される。
- ※2 ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置付けられ、保護者が子どもの行動そのものをきちんと捉えられるようになることを目標とする。
- ※3 自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。同じような発達障害のある子どもを持つ親に対して、共感的な支援を行い、情報提供や体験談を話すことで、家族の立場からしかできない効果が期待される。

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人/年）	12人	12人	12人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（人/年）	3人	3人	3人
ペアレントメンター（人）	5人	6人	6人
ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動への参加人数（人/年）	10人	12人	12人

【活動指標の考え方】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数・実施者数及びペアレントメンターの人数については、令和5年度実績に基づき活動指標を設定しました。
- ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動への参加人数については、実態の把握が困難であることから、ペアレントメンターの人数を元に活動指標を設定しました。
- 発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応を行うことができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の確保に努めます。

第2節 障害福祉サービス等の見込量と確保方策

【見込量の算出について】

国の示す「障害福祉計画策定に係る実態調査及びP D C Aサイクルに関するマニュアル」において、実績値に基づくサービス見込量の推計方法が示されています。計画策定にあたり、国の示す推計方法を用いて第5期・第6期実績を用いて障害福祉サービス等の暫定的な見込み量を推計しました。

この暫定的な見込量に対し、サービス対象者や供給量が限られる等のサービスごとの特性や障がい者の就労や地域移行・定着を推進する国の方向性を踏まえ見込量の検討・補正を行い、最終的なサービス見込量を設定しました。

1 訪問系サービス

(1) サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である者	ホームヘルパーが、居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的・精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある者であって常時介護が必要な者	居宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者	移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の割合）である者	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	障害支援区分が区分6（障害児にあっては区分6に相当する支援の割合）に該当する者で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS患者など、呼吸管理が必要な障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（強度行動障害等）	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(2) サービスの見込量と確保方策

種類		第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	1,265	1,276	1,287
	人/月	115	116	117
重度訪問介護	時間/月	400	400	400
	人/月	2	2	2
同行援護	時間/月	260	280	300
	人/月	26	28	30
行動援護	時間/月	45	45	45
	人/月	6	6	6
重度障害者等包括支援	時間/月	260	260	260
	人/月	1	1	1

【見込量の考え方】

- 居宅介護は、国の示す推計方法に基づき利用実績から利用者数を推計しました。1人あたり利用時間は利用実績から11時間と見込んでいます。日常生活の支援において中心的な役割を果たすサービスであることから、実施事業所等と連携し利用ニーズに応じた適切なサービスの提供に努めます。
- 重度訪問介護は、現在の利用者数及び事業所の提供体制から利用時間、利用人数を見込みました。1人あたり利用時間については、本市の障害支援区分6の利用時間上限は172時間となっていますが、特例で上限を超えて利用されている方がいることから、利用実績を元に各年度400時間と見込んでいます。現在の利用者に質・量ともに十分な支援が行きわたるようサービスの提供に努めます。
- 同行援護は、対象者数は減少傾向にあるものの利用者は増加しており、施設の提供体制も十分であることから、利用ニーズを踏まえ増加を見込んでいます。1人あたり利用時間は利用実績から10時間と見込んでいます。
- 行動援護は、利用対象者が限られる事業であることから、利用実績を元に6人と見込みました。1人あたり利用時間は利用実績から7.5時間と見込んでいます。
- 重度障害者等包括支援は、利用実績はないものの、市内に実施可能な事業所は確保されています。第7期においては、利用相談があった場合に円滑にサービス提供につなげられるよう、提供体制を確保する観点から1人を計上します。

2 日中活動系サービス

(1) サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人で ①障害支援区分が区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上（施設入所は区分3以上） ③生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者	障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障がい者	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障がい者	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
宿泊型 自立訓練	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練等が必要な知的障がい者又は精神障がい者	居室その他の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労選択支援 ※新設	障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数及び現に利用している者等	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント（就労系サービス利用意向のある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する新たなサービスです。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。(雇用契約あり)
就労継続支援 (B型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。(雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など呼吸管理を行っており障害支援区分が区分6の者 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5以上の者	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所 (福祉型)	障害支援区分が区分1以上の人 障がい児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童	居宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。
短期入所 (医療型)	遷延性意識障がい児・障がい者、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・障がい者等	

(2) サービスの見込量と確保方策

種類		第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	5,565	5,610	5,655
	人	371	374	377
自立訓練 （機能訓練）	人日分	45	45	45
	人	3	3	3
自立訓練 （生活訓練）	人日分	230	250	260
	人	23	25	26
就労選択支援 ※新設	人		1	1
就労移行支援	人日分	784	832	896
	人	49	52	56
就労継続支援（A型）	人日分	2,622	2,755	2,869
	人	138	145	151
就労継続支援（B型）	人日分	11,160	11,880	12,600
	人	620	640	700
就労定着支援	人	16	18	20
療養介護	人	55	55	55
短期入所 （福祉型）	人日分	360	366	372
	人	60	61	62
短期入所 （医療型）	人日分	49	49	49
	人	7	7	7

【見込量の考え方】

- 生活介護と自立訓練（生活訓練）、短期入所（福祉型）は、国の示す推計方法に基づき利用者数を推計しました。利用日数は、利用実績から生活介護と自立訓練（生活訓練）は月あたり15日、短期入所（福祉型）は6日と見込んでいます。実施事業所と連携し、提供基盤の確保と円滑なサービスの提供に努めます。
- 自立訓練（機能訓練）は、直近の第6期利用実績から利用量を見込んでいます。
- 就労選択支援は、令和7年度に新設されるサービスであり、就労支援の重要性を踏まえ提供体制を確保する観点から1人を計上します。今後は、事業所の確保や利用ニーズの把握等を行い、サービスが利用可能な体制の整備を図ります。
- 就労移行支援は、国の示す推計方法に基づき利用者数を推計しました。利用日数は、第6期計画期間の利用実績から月あたり16日と見込んでいます。

- 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）は、利用実績を基本とし、新型コロナウイルス感染症の影響により利用実績が変動していることや利用ニーズ等を踏まえ推計を行いました。利用日数は、新型コロナウイルス感染症流行期間以前の利用実績から、就労継続支援（A型）は19日、就労継続支援（B型）は18日と見込んでいます。
- 就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）は、障がい者の就労を推進する国の方針や利用ニーズの増加等を踏まえ、障がい者の就労に結びつくよう実施事業所の確保と適切なサービス利用支援に努めます。
- 短期入所（医療型）は、利用実績、利用ニーズを踏まえ利用人数、利用日数を推計しました。

3 居住系サービス

(1) サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者又は居宅において単身であるため若しくは同居家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者	定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者（身体障害のある人にあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人 (50歳以上の場合は区分3以上) 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人等	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

(2) サービスの見込量と確保方策

種類		第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助(グループホーム)	人/月	324	364	410
共同生活援助利用者数のうち 重度障がい者※新規	人/月	3	3	3
施設入所支援	人/月	183	179	175

【見込量の考え方】

- 自立生活援助は、利用実績はない年度もあるものの、利用希望があった場合に円滑に提供できるよう、提供体制確保の観点から1人を見込みます。
- 共同生活援助（グループホーム）は、令和3年度～4年度の利用実績及びその伸びを勘案し人数を見込みました。障がい者の地域生活の場の確保の重要性を踏まえ、市外事業所の利用を含め、提供体制の確保に努めます。
- 共同生活援助利用者数のうち重度障がい者（強度行動障害、高次脳機能障害を有する障がい者、医療的ケアを必要とする者）の利用者数の見込むことが望ましいとされています。令和4年度時点で、本市には共同生活援助を利用されている重度障がい者が3人いることから、今後もこれらの方が利用できるよう、事業所と連携し提供体制の確保に努めます。
- 施設入所者数は、施設入所者数の地域移行を目指す国の方針及び成果目標を踏まえ設定しています。サービス利用者が今後も適切にサービスを利用できるよう、提供体制の確保・維持に努めます。

4 相談支援

(1) サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての障がい者 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ■サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 ■継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
地域移行支援	障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

（２）サービスの見込量と確保方策

種類		第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	260	271	282
地域移行支援	人/月	3	3	3
地域定着支援	人/月	1	1	1

【見込量の考え方】

- 計画相談支援は、各サービスを利用する方が基本的に利用するという特性を踏まえ、本市の障害福祉サービス等の利用希望者全体が増加していることを勘案し、増加傾向で見込んでいます。障害福祉サービスを利用したい人が円滑に相談支援を利用できるよう、相談支援事業所と連携し、相談支援体制の拡充に努めます。
- 地域移行支援は、年度により利用人数が変動していることから、第5期～第6期で最も利用が多かった年度を基準に量を見込み3人を計上します。障がい者の地域移行・定着を推進する国の方針を踏まえ、利用希望に対し適切にサービスを提供できるよう提供体制の確保に努めます。
- 地域定着支援は、過去の利用実績はありませんが、国の障がい者の地域移行、地域定着を推進する方針を踏まえ、提供体制を確保する観点から1人を計上します。

第3節 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がい者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、すべての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

本市が実施する地域生活支援事業は、以下のとおりです。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 成年後見制度利用支援事業
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業
	(6) 意思疎通支援事業
	(7) 日常生活用具給付等事業
	(8) 手話奉仕員養成研修事業
	(9) 移動支援事業
	(10) 地域活動支援センター事業
任意事業	(1) 日中一時支援
	(2) 福祉ホームの運営
	(3) 点字・声の広報等発行

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等への差別や偏見をなくすため、啓発等を通じて市民が障がい者等への理解を深め、共生社会を実現することを目的とし、研修や広報等の啓発活動を行います。

【サービスの見込量と確保策】

○発達障害についての理解を深めてもらうために、専門職を講師として市民、支援者等を対象に学習会、講演会を実施します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等からなる団体が行う自発的な取組に対し、事業に係る費用を補助します。

【サービスの見込量と確保策】

○知的障がい児（者）の保護育成のため、その活動団体である「霧島市手をつなぐ育成会連合会」の啓発活動、特別支援教育研究等の支援、研修及び交流会等の活動に運営費補助を行います。

○身体障がい者の親睦と自立更正を目的として、その活動の場を提供する「霧島市身体障害者協会」に対して補助を行います。また、障害者社会参加促進事業の一環として、身体障害者協会が実施するスポーツ大会や、研修活動に対して補助を行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

障がい者等やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、権利擁護のために必要な援助を行うことにより障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。

国庫補助の対象となる「基幹相談支援センター等機能強化事業」、「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」からなります。

【サービスの見込量と確保策】

- 一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」として、本市の相談支援の中核的な役割を担う霧島市基幹相談支援センターを中心として、相談支援を実施します。
- 霧島市基幹相談支援センターの機能強化とそれによる市内の相談支援体制の強化のために、障害のある人への相談支援において専門的な知識・経験を有する職員を常時配置し、相談件数の増加や困難事例に適切に対応します。また、地域における相談支援事業者に対して専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行います。
- 一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に関する調整に係る支援や家主への相談・助言を行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	実施事業所 (箇所)	5	5	5
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	相談件数 (件)	35	38	40

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い、利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。

【サービスの見込量と確保策】

- 第5期、第6期計画期間は毎年0～2人の利用実績があることから、各年2人を計上します。
- 本市の成年後見制度利用に関する中核機関である「霧島市成年後見センター」を中心とし、成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対して成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図っていきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	2	2	2

霧島市成年後見センター

霧島市成年後見センターは、「霧島市成年後見制度利用促進基本計画」（令和5年度～令和8年度）において定める、本市の権利擁護の地域連携ネットワークや成年後見制度利用に関する中核機関であり、霧島市社会福祉協議会内に設置されています。霧島市成年後見センターでは、成年後見制度利用に関する相談や利用支援、広報、後見人支援等を行っています。

（5）成年後見制度法人後見支援事業

障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。

【サービスの見込量と確保策】

- 年度によって利用件数にばらつきがありますが、霧島市成年後見センターを中心として、法人後見を行う団体の確保や、市民後見人を育成するための研修の実施に努め、障がい者の権利擁護を図ります。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	有	有	有

（6）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【サービスの見込量と確保策】

- 手話通訳等による支援事業として手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の方の意思疎通の仲介等の支援を行います。
- 重度ALS患者等意思疎通支援事業については、第6期は利用実績がありませんが、第5期は1人の利用があったことと、今後利用希望があった場合に適切に事業を提供できるように各年1人を見込みます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者 設置事業	配置人数 (人)	2	2	2
重度ALS患者等 意思疎通支援事業	件/年	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅で生活する障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。

障害の特性に応じて5種の給付・貸与並びに住宅改修が行われます。

【サービスの見込量と確保策】

- 介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養棟支援用具、居住生活動作補助用具（住宅改修費）については、年度によって利用実績に幅があることから、第5期、第6期の平均値及び令和4年度実績を踏まえ、利用量を見込みました。
- 情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具については、利用実績がやや増加傾向にあることから、今後も利用の増を見込みます。
- 在宅の障がい者の日常生活を便宜するにあたり、必要に応じ日常生活の用具を給付します。

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	8	8	8
自立生活支援用具	件/年	15	15	15
在宅療養等支援用具	件/年	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	件/年	19	20	21
排泄管理支援用具	件/年	2,700	2,700	2,700
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	2	2

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話言語及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。

【サービスの見込量と確保策】

- 第6期の受講者数実績は40～60人台となっています。
- 聴覚障がい者等の社会参加の促進及び意思決定を支援していくため、関係機関等と連携し受講者の確保に努め、手話奉仕員等を養成します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成 研修事業	人/年	60	60	60

【第6期の手話奉仕員・手話通訳者養成講座告知（広報きりしま 2023年3月上旬号より）】

手話奉仕員・手話通訳者養成講座受講者募集 手話に興味がある人や資格取得を目指す人など、目標に合わせて受講しませんか。

コース	期間	対象
①手話奉仕員養成(入門課程)	4/17～8/14 (毎週月曜・全18回)	手話に興味がある人 ※基礎編は下半期に実施予定。
②手話通訳者養成(通訳Ⅰ)	4/25～2/27 (隔週火曜・全32回)	手話奉仕員養成講座(入門・基礎)の両課程を修了している人
③手話通訳者養成(通訳Ⅱ)	4/25～2/27 (隔週火曜・全30回)	②を修了している人で、④の修了までを目指す人
④手話通訳者養成(通訳Ⅲ)	5/11～11/16 (不定木曜・全10回)	③を修了し、手話通訳者登録(手話通訳者全国統一試験の合格が必要)を目指す人

- 時間=午後7時～9時 ●対象=成人(高校生を除く) ●定員=各30人程度 ※申し込み多数の場合は抽選。
 - 受講料=無料(別途、テキスト代が必要) ●申込期限=3月24日(金)
- 問・申=長寿・障害福祉課 ☎(64)0855

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。

【サービスの見込量と確保策】

- 屋外での移動が困難な障がい者について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的、ヘルパー等が外出のための支援を行う体制を図ります。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実施事業所 (箇所)	13 (市内5、市外8)	13 (市内5、市外8)	13 (市内5、市外8)
	利用者数 (人/月)	5	5	5
	利用時間 (時間/月)	40	40	40

(10) 地域活動支援センター

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

地域活動支援センターは、以下の3種類の事業形態があります。

■事業形態

I型	相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。
II型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
III型	地域の障がい者団体等が運営する、運営年数及び実利用人員が一定数以上の通所による援護事業などに対する支援を充実します。

【サービスの見込量と確保策】

- 本市ではI型を4箇所で、II型を2箇所で実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度、令和3年度の利用実績は低調となっていますが、今後利用ニーズの回復が想定されることを踏まえ利用者数を見込みました。
- 利用希望者に対し適切にサービスを提供できるよう、実施事業所と連携し提供体制の維持に努めます。
- 障がい者の就労、創作的活動及び生活活動の機会の提供、自活に必要な訓練を行うとともに、社会との交流の促進等の場を確保していきます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター I型	箇所	4	4	4
	人/月	45	50	55
地域活動支援センター II型	箇所	2	2	2
	人/月	25	25	25

2 任意事業の見込量と確保方策

(1) 日中一時支援

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、その他必要な支援を行います。

【サービスの見込量と確保策】

○地域のニーズに応じて適切な事業の実施に努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用回数 (回/月)	300	300	300
	実施事業所 (箇所)	24 (市内16、市外8)	24 (市内16、市外8)	24 (市内16、市外8)

(2) 福祉ホームの運営

現在住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援することを目的とした事業です。

【サービスの見込量と確保策】

○住居を必要とする障がい者に対し、実施事業所と連携し適切にサービスを提供します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホームの運営	利用者数 人/年	2	2	2

(3) 点字・声の広報等発行

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳その他障がい者等に分かりやすい方法により、市広報、生活情報、その他地域生活をする上で必要な情報などを提供します。

【サービスの見込量と確保策】

○広報きりしまの点訳をはじめとして、文字による情報入手が困難な障がい者等に対して情報の提供に努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・文字の 広報等発行	実施の 有無	有	有	有

第6章 障がい児福祉計画

第1節 成果目標

基本指針において、障がい児支援の提供体制の整備等に関する事項として掲げられた成果目標について、本市の障がい児支援の整備体制等を踏まえ、以下のとおり定めます。

国の基本指針
○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一箇所以上設置することを基本とする。
○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
○令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
○令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【成果目標】

項目	目標
児童発達支援センターの整備	設置済
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	体制有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2箇所 (現在の実施事業所数より)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3箇所 (現在の実施事業所数より)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	基幹相談支援センターに配置済

【市の成果目標の考え方】

○児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについては、市内に整備済みです。

- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築については、保育所等訪問支援を実施する事業所を3事業所確保しており、霧島市内の全地域で実施可能な体制を確保しています。併せて、現在実施している巡回支援専門員整備事業等も活用しながら、保育所等の障がい児等への支援力の向上を図ります。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、障害者自立支援協議会の医療的ケア児専門部会において、現在の体制に基づき年6回協議を行うことと設定します。
- 医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターについては、基幹相談支援センターに配置済みです。

第2節 障害児通所支援等の見込量と確保方策

1 障害児通所支援等の概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所等を訪問し、障害のある児童が集団生活へ適応するための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所サービスを希望する児童	<ul style="list-style-type: none"> ■障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ■継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、外出が困難な児童	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 障害児通所支援等の見込量と確保方策

種類		第3期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	4,576	4,808	5,040
	人	572	601	630
放課後等デイサービス	人日分	8,160	8,440	8,730
	人	816	844	873
保育所等訪問支援	人日分	200	210	220
	人	100	105	110
居宅訪問型児童発達支援	人日分	2	2	2
	人	1	1	1
障害児相談支援	人	337	375	417
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1

【見込量の考え方】

- 児童発達支援と放課後等デイサービスは、急激に利用ニーズ、利用実績が増加していることから、令和元年度以降の利用の伸びや障害児通所受給者証所持者の状況等を勘案し見込量を設定しました。利用日数については、これまでの利用実績等から児童発達支援は1人あたり月8日、放課後等デイサービスは月10日の利用を見込んでいます。
- 保育所等訪問支援は、令和3年度～令和4年度の月あたり90人台の利用実績を基本とし、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に関する国の方針を踏まえ、市内全域で保育所等訪問支援を利用できる体制の整備を目標として、増加傾向で量の見込みを設定しました。
- 居宅訪問型児童発達支援は、過去の利用実績はありませんが、提供体制を確保する観点から1人を計上します。
- 障害児相談支援は、障害児通所支援等全体の利用実績及び利用ニーズの増加を踏まえ、国の示す推計方法に基づき利用人数を見込みました。
- 市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数は、現在の提供体制から1人を見込みます。

第7章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

成果目標の達成と、それによる、障害の有無にかかわらず、支え合いながら共に生きる社会の実現に向けては、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、児童福祉、教育、雇用等の多様な分野にわたることから、分野を超えた総合的な取組が不可欠となります。

庁内においては、長寿・障害福祉課が中心となり、これら関係分野の各部門と連携し計画を推進します。

また、障がい者自身や当事者団体、障害福祉サービス事業所等の障害保健福祉分野の関係機関をはじめとして、医療機関、教育機関、公共職業安定所、その他の関係機関と連携し、計画を推進します。

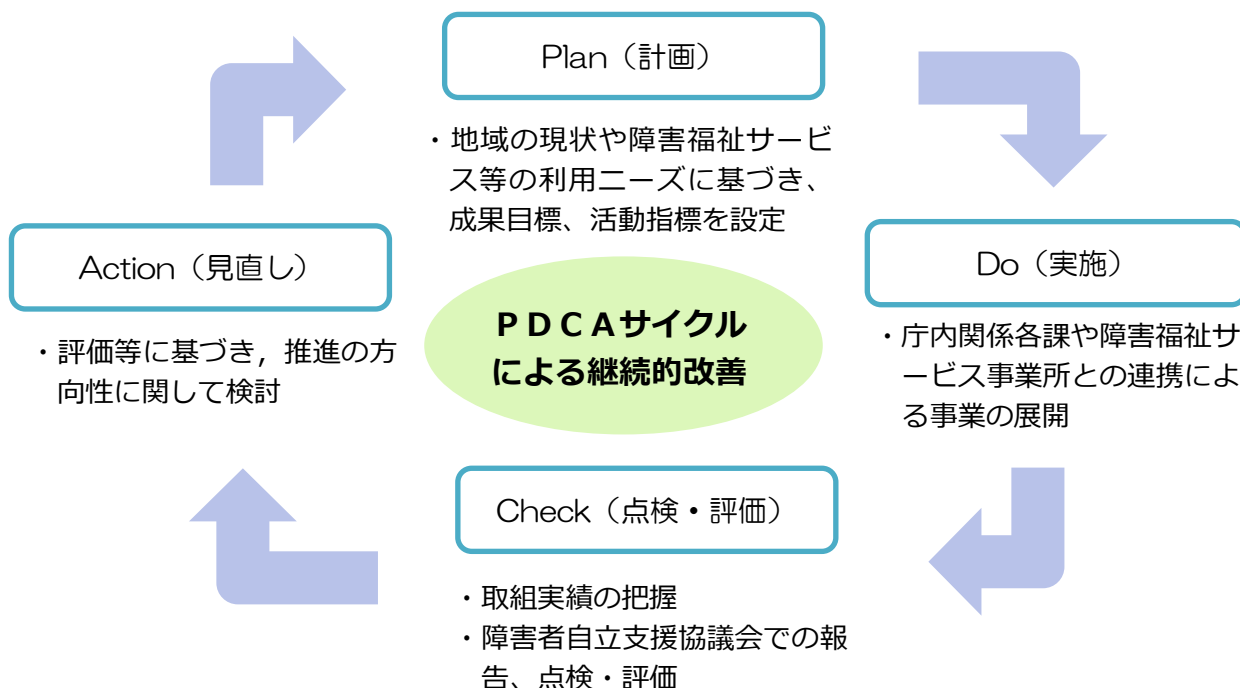
第2節 計画の進行管理体制

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

これに基づき、基本指針において成果目標及び活動指標については少なくとも年1回は実績を把握し、障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画等の中間評価として分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更等の措置を講ずることが適当とされています。

本市においては、長寿・障害福祉課が事務局となり、年1回成果目標及び活動指標の実績を把握し、霧島市障害者自立支援協議会においてそれを報告し意見の聴取を行い、計画の達成状況の分析・評価を行うとともに、必要に応じた見直しを行います。

また、計画の最終年度には、計画の全体的な評価を行うとともに、本市の状況や国の新たな基本指針等に基づき新たな障害福祉計画等を策定します。



資料編

- 1 霧島市障害者自立支援協議会設置要綱
- 2 霧島市障がい者計画及び障害福祉計画・障がい児福祉計画策定検討委員会設置要綱

1 霧島市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 霧島市の障がい児・者に対する保健・福祉施策、障がい者福祉等に関する計画の策定や事業等を実施するとともに障がい者の虐待防止や差別解消の推進に関して必要な意見の集約を図るため、霧島市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる協議を行う。

- (1) 相談支援事業等の困難事例への対応についての協議、調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (3) 障がい者の地域生活支援及び就労促進に関すること。
- (4) 発達障害を含む障がい児の支援に関すること。
- (5) 障がい者の権利擁護に関すること。
- (6) 障がい者計画の策定に関すること。
- (7) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (8) 障がい児計画の策定に関すること。
- (9) 障がい者の虐待防止に関すること。
- (10) 障がい者の差別解消の推進に関すること。
- (11) 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療の提供を必要とする状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）の地域支援に関すること
- (12) 精神障がい者の地域包括ケアに関すること。
- (13) 霧島市基幹相談支援センターの運営に関すること。
- (14) その他協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから15人以内で組織する。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 教育、雇用関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長があらかじめ委員の中から指名し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「全体会」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 全体会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、全体会に委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条の所掌事務に係る専門的事項を審議させるため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長、副部会長及び部員は会長が委嘱する。
- 3 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。
- 4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会の会議の結果を会長を經由して協議会に報告する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(運営会議)

第8条 第7条の各専門部会の協議結果を横断的に検討するため、協議会に運営会議を置くことができる。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員は、障がい者等及びその家族の個人情報の保護に万全を期するとともに、第2条に規定する協議を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員等を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、全体会は保健福祉部長寿・障害福祉課において、それ以外は基幹相談支援センターにおいて処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、必要に応じ協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 3 月 25 日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に選任された委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 7 月 27 日から施行し、改正後の霧島市障害者自立支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 霧島市障がい者計画及び障害福祉計画・障がい児福祉計画 策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害を持つ人が住みよい地域づくりを重点に、障がい者及び障がい児の福祉に関する施策を総合的かつ計画的に策定（運営・推進）するため、霧島市障がい者計画及び障害福祉計画・障がい児福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を調査、審議する。

- (1) 障がい者計画原案に関する事項
- (2) 障害福祉計画及び障がい児福祉計画原案に関する事項
- (3) その他障がい者及び障がい児計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉部を担当する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 4 委員は、市長公室長、総務部長、企画部長、市民環境部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、消防局長、教育部長、保健福祉政策課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席又は関係書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部 長寿・障害福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。

第7期 霧島市障害福祉計画
第3期 霧島市障がい児福祉計画

編集・発行 霧 島 市

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

電 話：0995-45-5111

F A X：0995-45-1900
